

# 投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2023.2.7

## インデックス・タイプ(ミリオン)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

この目論見書により行う「インデックス・タイプ(ミリオン)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月6日に関東財務局長に提出しており、2023年2月7日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 発行者名     | : 三菱UFJ国際投信株式会社      |
| 代表者の役職氏名 | : 取締役社長 横川 直         |
| 本店の所在の場所 | : 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。        |

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第一部【証券情報】           | 1  |
| （1）【ファンドの名称】        | 1  |
| （2）【内国投資信託受益証券の形態等】 | 1  |
| （3）【発行（売出）価額の総額】    | 1  |
| （4）【発行（売出）価格】       | 1  |
| （5）【申込手数料】          | 1  |
| （6）【申込単位】           | 1  |
| （7）【申込期間】           | 1  |
| （8）【申込取扱場所】         | 1  |
| （9）【払込期日】           | 2  |
| （10）【払込取扱場所】        | 2  |
| （11）【振替機関に関する事項】    | 2  |
| （12）【その他】           | 2  |
| 第二部【ファンド情報】         | 3  |
| 第1【ファンドの状況】         | 3  |
| 第2【管理及び運営】          | 24 |
| 第3【ファンドの経理状況】       | 31 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 48 |
| 第三部【委託会社等の情報】       | 49 |
| 第1【委託会社等の概況】        | 49 |
| 約款                  | 91 |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

インデックス・タイプ（ミリオン）  
（「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1口単位

### (7)【申込期間】

2023年2月7日から2024年2月6日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（11）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。  
信託金の限度額は、500 億円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉となる資産) | 補足分類    |
|-----------|--------|------------------------|---------|
| 単位型投信     | 国 内    | 株 式                    | インデックス型 |
| 追加型投信     | 海 外    | 債 券                    | 特殊型     |
|           | 内 外    | 不動産投信                  |         |
|           |        | その他資産                  |         |
|           |        | 資産複合                   |         |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

|         |                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 追加型投信   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。          |
| 国 内     | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株 式     | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。    |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。              |

属性区分表

| 投資対象資産<br>(実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
|---------------------|------|--------|------|----------|
|---------------------|------|--------|------|----------|

|                                           |                                                          |                                                               |                                   |                    |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                   | 年 1 回                                                    | グローバル<br>日本                                                   |                                   | 日経 2 2 5<br>(配当込み) |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性  | 年 2 回<br>年 4 回<br>年 6 回 (隔月)<br>年 12 回 (毎月)<br>日々<br>その他 | 北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東 (中東)<br>エマージング | ファミリー<br>ファンド<br><br>ファンド・オブ・ファンズ | TOPIX<br><br>その他   |
| 不動産投信<br><br>その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) |                                                          |                                                               |                                   |                    |
| 資産複合                                      |                                                          |                                                               |                                   |                    |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

#### 該当する属性区分の定義について

|                                 |                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般))    | 投資信託証券 (マザーファンド) を通じて、主として株式 (一般※) に投資する。<br>※一般とは、大型株* <sup>1</sup> 、中小型株* <sup>2</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。                                                                     |
| 年 1 回                           | 目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。                                                                                                                                          |
| 日 本                             | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。                                                                                                                            |
| ファミリーファンド                       | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいう。                                                                                                           |
| 日経 2 2 5<br>(日経 2 2 5 (配当込み) ※) | 目論見書又は投資信託約款において、日経平均株価 (日経 225) に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。<br>※ 日経 2 2 5 (配当込み) は、三菱UFJ 国際投信株式会社のファンドにおける定義により、信託約款において、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |

\* 1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

\* 2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

## ● ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ● ファンドの特色

### ① 配当込みの日経平均株価\* (日経225) の値動きを示す「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「対象インデックス」という場合があります。)に連動した投資成果を目指します。

- 原則として、日経平均株価(日経225) (配当込み)に採用されている銘柄に投資を行います。
- 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

#### \*【日経平均株価】とは

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

日経平均トータルリターン・インデックス(日経225(配当込み))とは、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたものです。当指数に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、当指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当指数は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、当指数自体および当指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および当指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

日本経済新聞社は、当指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

日本経済新聞社は、当指数の構成銘柄、計算方法、その他当指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

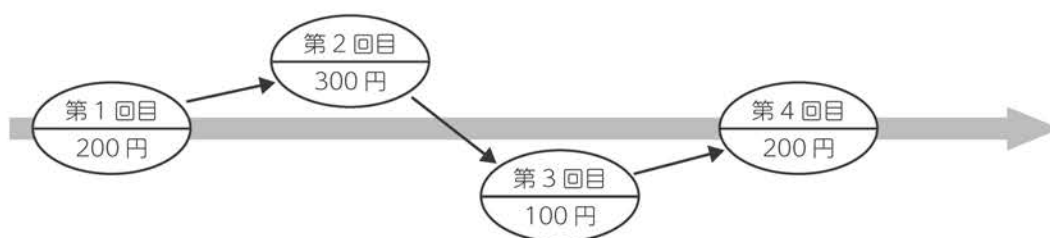
※資金動向や市況動向等によっては、①のような運用ができない場合があります。

### ② 「ミリオン」は、少額の資金でも値上がりの期待できる株式への分散投資がはかれる投資信託の仕組みと、一定金額を定期的に買い続けることで投資効果が高まるドルコスト平均法\*の利点を生かして生まれたファンドです。

#### \*【ドルコスト平均法】とは

株式など値動きのある金融商品に投資する場合、一定金額を継続的に買い続けると投資効果が高まります。後記の例でわかるように、同じ金額を投資しても、長期間続けた場合、買い方によって平均購入値段が大きく違ってきます。この一定金額の継続購入法を「ドルコスト平均法」といい、広く一般に認められている投資方法の一種です。

## <株式投資でみる簡単な「ドルコスト平均法」の例>



| 第1回目           | 第2回目           | 第3回目           | 第4回目           | 合計             | 1株当たりの平均コスト |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 購入金額<br>(購入株数) | 購入金額<br>(購入株数) | 購入金額<br>(購入株数) | 購入金額<br>(購入株数) | 購入金額<br>(購入株数) |             |
| 一定金額のけいぞく購入    |                |                |                |                |             |
| 2万円<br>(100株)  | 2万円<br>(66株)   | 2万円<br>(200株)  | 2万円<br>(100株)  | 8万円<br>(466株)  | 171円        |
| 一定株数のけいぞく購入    |                |                |                |                |             |
| 2万円<br>(100株)  | 3万円<br>(100株)  | 1万円<br>(100株)  | 2万円<br>(100株)  | 8万円<br>(400株)  | 200円        |

※上記はあくまでも計算例であり、投資方法をわかりやすく、強調して表したものです。  
実際の値動きを示唆したものではありません。

### ③ 年1回の決算時(11月7日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が利子・配当収入を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

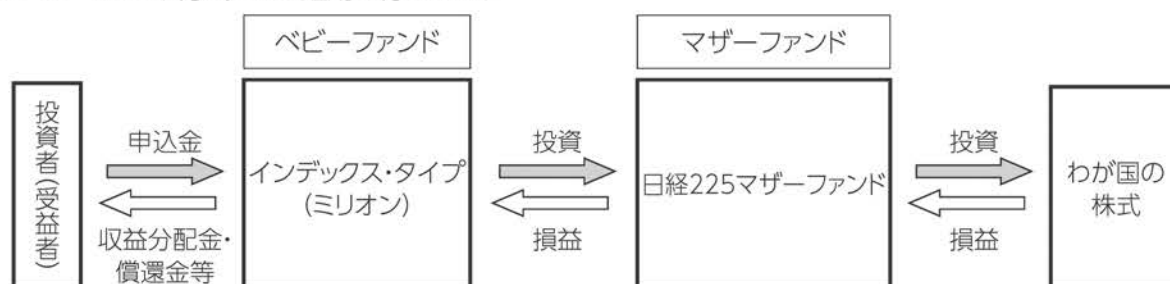
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。  
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

## ■ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部又は一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ● 主な投資制限

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資は、制限を設けません。                |
| 株式以外の資産への投資 | 株式以外の資産への実質投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 |

### (2) 【ファンドの沿革】

1987年11月27日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始  
 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用  
 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から



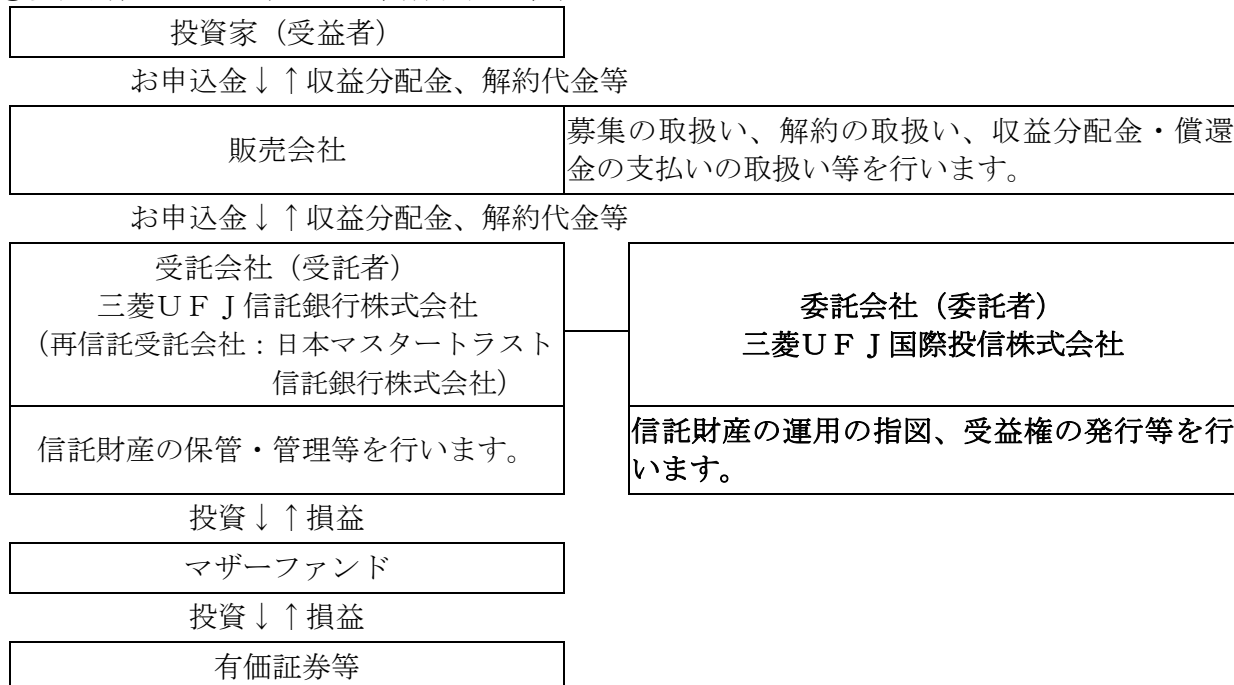
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

2020年2月7日 ファンドの投資対象に「日経225マザーファンド」を追加

2020年2月25日 ファンドの投資対象から「ミリオン・インデックス・マザーファンド」を削除

### (3)【ファンドの仕組み】

#### ①委託会社およびファンドの関係法人の役割



#### ②委託会社と関係法人との契約の概要

|                                      | 概要                                                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」              | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。                                                                 |

#### ③委託会社の概況（2022年11月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日  
1985年8月1日
- 資本金  
2,000百万円
- 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015 年 7 月

三菱UFJ 投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ 国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

| 株 主 名          | 住 所                   | 所有株式数     | 所有比率   |
|----------------|-----------------------|-----------|--------|
| 三菱UFJ 信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 | 211,581 株 | 100.0% |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ② 投資態度

a. 日経 225 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b. 日経 225 マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的な投資を行い、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

c. 日経 225 マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

d. 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

e. 株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

\* 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### ③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

### (2) 【投資対象】

日経 225 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

#### ① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利

c. 約束手形

d. 金銭債権

#### ② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された日経 225 マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

b. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

c. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信

託の受益証券に表示されるべきもの

d. 外国の者に対する権利でc.の有価証券の性質を有するもの

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利でe.の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

先物取引等

<マザーファンドの概要>

日経225マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建て額を加算し、または株価指数先物取引等の売建て額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

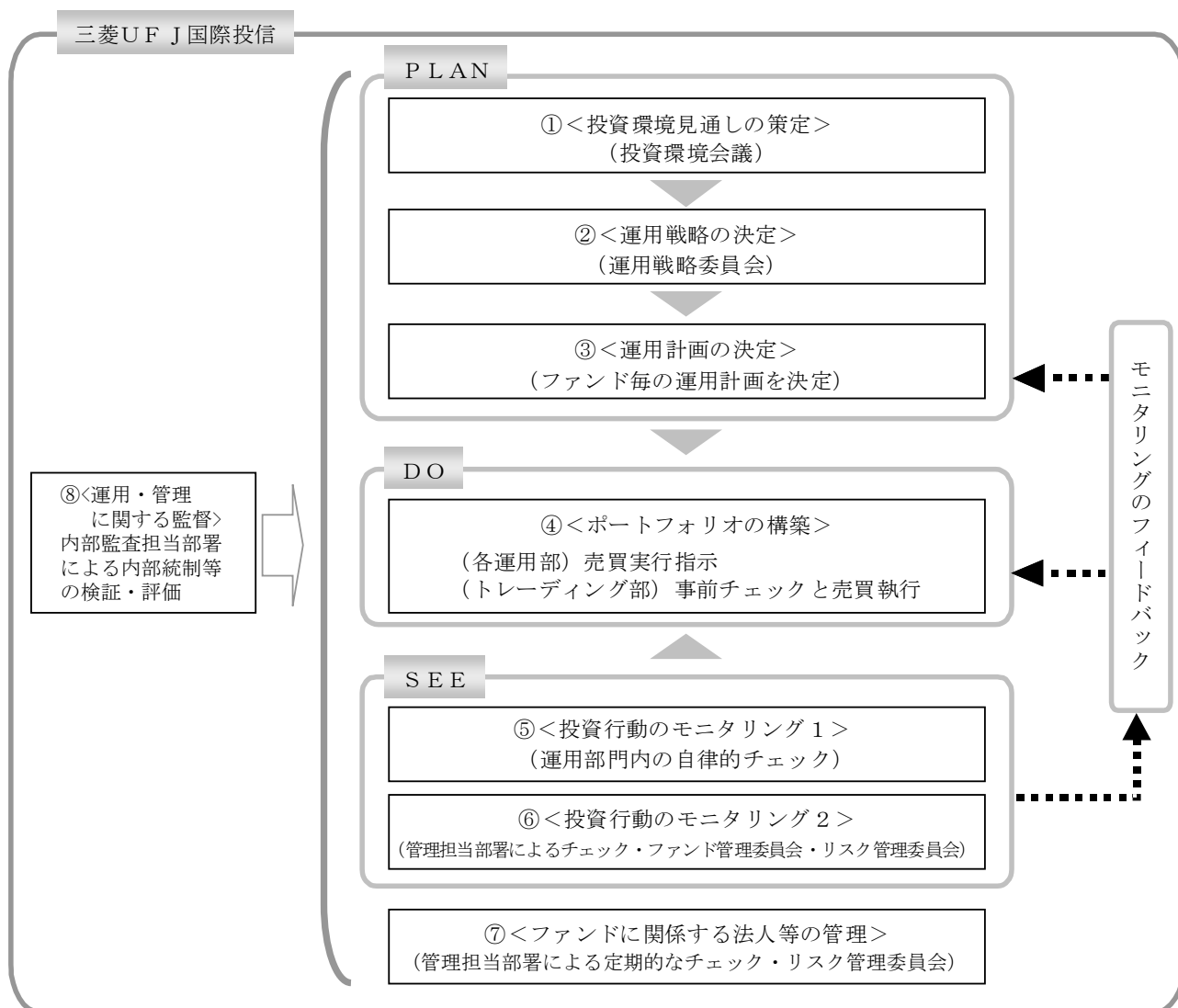
④外貨建資産への投資は行いません。

⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引を行うことができます。

⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### (3) 【運用体制】



#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### ⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎年 11 月 7 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が利子・配当収入を中心に基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約\*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（「利子等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

## (5) 【投資制限】

### <信託約款に定められた投資制限>

#### ① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資には、制限を設けません。

#### ② 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

#### ③ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

#### ④ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ⑤ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

## 3 【投資リスク】

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### ① 株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影

響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

- ② ファンドの基準価額と日経平均株価（日経 225）（配当込み）との主な乖離要因
- ファンドは、日経平均株価（日経 225）（配当込み）（以下「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、主として以下の要因から、ファンドの基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。
- a. 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
  - b. 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
  - c. 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
  - d. 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
  - e. 株価指数先物と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
  - f. 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
  - g. 株式および株価指数先物取引の流動性低下時における売買対応の影響
  - h. 指数の構成銘柄の入れ替えおよび指数の算出方法の変更による影響
  - i. 追加設定および一部解約による運用資産の大幅な増減による組入比率への影響
- ※ 上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。
- ③ 信用リスク
- 投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- ④ 流動性リスク
- 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- ⑤ 為替変動リスク
- ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失を被ることがあります。
- ⑥ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
- 同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。
- ⑦ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
- 証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。
- ⑧ その他の主な留意点
- a. 収益分配金に関する留意点
    - ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
    - ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
    - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
    - ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
  - b. やむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

- す。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
  - d. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
  - e. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### ①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### ②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### ③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### ④内部監査担当部署

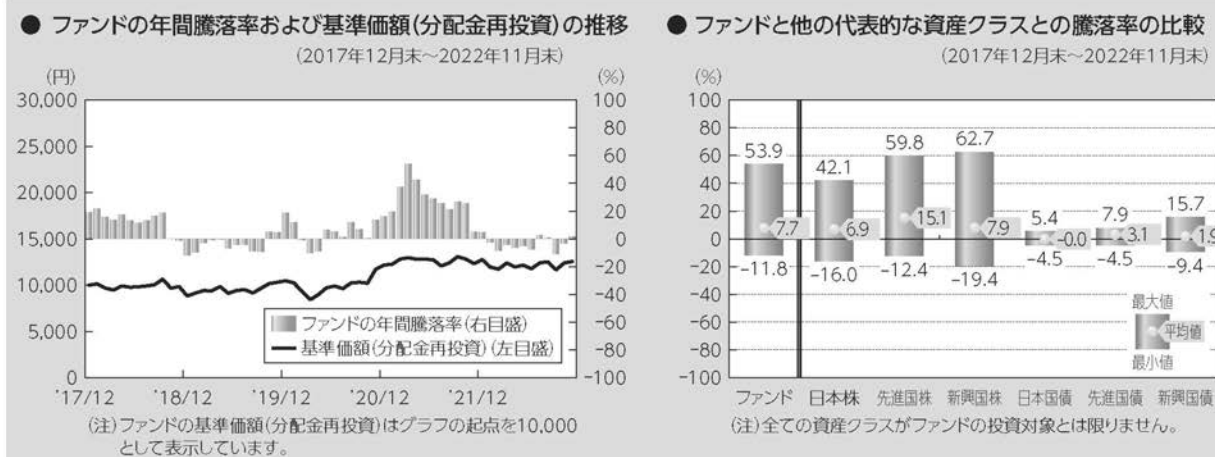
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。



## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                      |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.55%（税抜 0.50%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先  | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容                          |
|------|--------|-----------------------------------------|
| 委託会社 | 0.225% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.225% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等       |
| 受託会社 | 0.050% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等         |

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

### ①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### ◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 11 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。  
 ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【インデックス・タイプ（ミリオン）】

#### （１）【投資状況】

令和 4 年 11 月 30 日現在

（単位：円）

| 資産の種類                    | 国／地域 | 時価合計          | 投資比率（％） |
|--------------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券                | 日本   | 2,975,264,914 | 99.99   |
| コール・ローン、その他資産<br>（負債控除後） | —    | 298,264       | 0.01    |
| 純資産総額                    |      | 2,975,563,178 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （２）【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 11 月 30 日現在

| 国／<br>地域 | 種類            | 銘柄名              | 数量          | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----------|---------------|------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本       | 親投資信託受<br>益証券 | 日経 2 2 5 マザーファンド | 773,438,940 | 3.7855          | 2,927,853,108   | 3.8468          | 2,975,264,914   | 99.99           |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 11 月 30 日現在

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.99   |
| 合計        | 99.99   |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （３）【運用実績】

# ①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

|                        | 純資産総額         |               | 基準価額<br>(1万口当たりの純資産価額) |        |
|------------------------|---------------|---------------|------------------------|--------|
|                        | (分配落)         | (分配付)         | (分配落)                  | (分配付)  |
| 第26計算期間末日 (平成25年11月7日) | 3,111,080,029 | 3,114,258,330 | 4,894                  | 4,899  |
| 第27計算期間末日 (平成26年11月7日) | 3,344,191,292 | 3,347,072,377 | 5,804                  | 5,809  |
| 第28計算期間末日 (平成27年11月9日) | 3,398,075,030 | 3,400,596,778 | 6,738                  | 6,743  |
| 第29計算期間末日 (平成28年11月7日) | 2,874,981,220 | 2,877,415,800 | 5,904                  | 5,909  |
| 第30計算期間末日 (平成29年11月7日) | 3,433,249,351 | 3,435,425,767 | 7,887                  | 7,892  |
| 第31計算期間末日 (平成30年11月7日) | 3,069,007,714 | 3,071,024,236 | 7,610                  | 7,615  |
| 第32計算期間末日 (令和1年11月7日)  | 3,098,525,758 | 3,100,446,606 | 8,066                  | 8,071  |
| 第33計算期間末日 (令和2年11月9日)  | 3,121,347,482 | 3,123,161,308 | 8,604                  | 8,609  |
| 第34計算期間末日 (令和3年11月8日)  | 3,203,324,835 | 3,204,895,367 | 10,198                 | 10,203 |
| 第35計算期間末日 (令和4年11月7日)  | 2,935,702,267 | 2,937,225,919 | 9,634                  | 9,639  |
| 令和3年11月末日              | 3,009,022,287 | —             | 9,607                  | —      |
| 12月末日                  | 3,110,113,328 | —             | 9,942                  | —      |
| 令和4年1月末日               | 2,909,358,378 | —             | 9,309                  | —      |
| 2月末日                   | 2,845,478,889 | —             | 9,145                  | —      |
| 3月末日                   | 2,996,445,895 | —             | 9,668                  | —      |
| 4月末日                   | 2,890,207,472 | —             | 9,327                  | —      |
| 5月末日                   | 2,934,225,057 | —             | 9,478                  | —      |
| 6月末日                   | 2,836,737,295 | —             | 9,178                  | —      |
| 7月末日                   | 2,986,441,139 | —             | 9,664                  | —      |
| 8月末日                   | 2,987,865,384 | —             | 9,765                  | —      |
| 9月末日                   | 2,776,172,864 | —             | 9,087                  | —      |
| 10月末日                  | 2,943,946,151 | —             | 9,660                  | —      |
| 11月末日                  | 2,975,563,178 | —             | 9,786                  | —      |

# ②【分配の推移】

|         | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第26計算期間 | 5円         |
| 第27計算期間 | 5円         |
| 第28計算期間 | 5円         |
| 第29計算期間 | 5円         |
| 第30計算期間 | 5円         |
| 第31計算期間 | 5円         |
| 第32計算期間 | 5円         |

|           |     |
|-----------|-----|
| 第 33 計算期間 | 5 円 |
| 第 34 計算期間 | 5 円 |
| 第 35 計算期間 | 5 円 |

### ③【収益率の推移】

|           | 収益率 (%) |
|-----------|---------|
| 第 26 計算期間 | 58.74   |
| 第 27 計算期間 | 18.69   |
| 第 28 計算期間 | 16.17   |
| 第 29 計算期間 | △12.30  |
| 第 30 計算期間 | 33.67   |
| 第 31 計算期間 | △3.44   |
| 第 32 計算期間 | 6.05    |
| 第 33 計算期間 | 6.73    |
| 第 34 計算期間 | 18.58   |
| 第 35 計算期間 | △5.48   |

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

### (4)【設定及び解約の実績】

|           | 設定口数       | 解約口数        | 発行済口数         |
|-----------|------------|-------------|---------------|
| 第 26 計算期間 | 39,037,443 | 528,101,404 | 6,356,602,270 |
| 第 27 計算期間 | 90,346,641 | 684,778,885 | 5,762,170,026 |
| 第 28 計算期間 | 24,039,202 | 742,712,075 | 5,043,497,153 |
| 第 29 計算期間 | 21,817,412 | 196,153,103 | 4,869,161,462 |
| 第 30 計算期間 | 15,655,155 | 531,984,024 | 4,352,832,593 |
| 第 31 計算期間 | 22,433,573 | 342,221,850 | 4,033,044,316 |
| 第 32 計算期間 | 19,099,723 | 210,447,006 | 3,841,697,033 |
| 第 33 計算期間 | 31,548,956 | 245,593,011 | 3,627,652,978 |
| 第 34 計算期間 | 19,812,985 | 506,400,768 | 3,141,065,195 |
| 第 35 計算期間 | 17,567,746 | 111,327,339 | 3,047,305,602 |

(参考)

日経 2 2 5 マザーファンド

投資状況

令和 4 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計            | 投資比率 (%) |
|-------|------|-----------------|----------|
| 株式    | 日本   | 327,528,675,740 | 98.49    |

|                          |   |                 |        |
|--------------------------|---|-----------------|--------|
| コール・ローン、その他資産<br>(負債控除後) | — | 5,011,412,036   | 1.51   |
| 純資産総額                    |   | 332,540,087,776 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

令和 4 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

| 資産の種類    | 建別 | 国／地域 | 時価合計          | 投資比率 (%) |
|----------|----|------|---------------|----------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本   | 5,019,160,000 | 1.51     |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 11 月 30 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名             | 業種     | 数量        | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|----|-----------------|--------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本   | 株式 | ファーストリテイリング     | 小売業    | 401,000   | 62,628.81       | 25,114,153,426  | 80,810.00       | 32,404,810,000  | 9.74            |
| 日本   | 株式 | 東京エレクトロン        | 電気機器   | 401,000   | 56,557.46       | 22,679,543,313  | 45,090.00       | 18,081,090,000  | 5.44            |
| 日本   | 株式 | ソフトバンクグループ      | 情報・通信業 | 2,406,000 | 5,295.09        | 12,739,989,282  | 5,952.00        | 14,320,512,000  | 4.31            |
| 日本   | 株式 | KDDI            | 情報・通信業 | 2,406,000 | 4,515.19        | 10,863,562,821  | 4,111.00        | 9,891,066,000   | 2.97            |
| 日本   | 株式 | ダイキン工業          | 機械     | 401,000   | 20,109.27       | 8,063,818,503   | 22,405.00       | 8,984,405,000   | 2.70            |
| 日本   | 株式 | ファナック           | 電気機器   | 401,000   | 20,954.56       | 8,402,779,697   | 20,365.00       | 8,166,365,000   | 2.46            |
| 日本   | 株式 | アドバンテスト         | 電気機器   | 802,000   | 8,560.73        | 6,865,710,656   | 9,130.00        | 7,322,260,000   | 2.20            |
| 日本   | 株式 | 信越化学工業          | 化学     | 401,000   | 17,644.25       | 7,075,346,498   | 17,570.00       | 7,045,570,000   | 2.12            |
| 日本   | 株式 | テルモ             | 精密機器   | 1,604,000 | 4,114.01        | 6,598,881,732   | 4,043.00        | 6,484,972,000   | 1.95            |
| 日本   | 株式 | TDK             | 電気機器   | 1,203,000 | 4,429.30        | 5,328,454,077   | 4,880.00        | 5,870,640,000   | 1.77            |
| 日本   | 株式 | 京セラ             | 電気機器   | 802,000   | 7,200.85        | 5,775,085,026   | 6,981.00        | 5,598,762,000   | 1.68            |
| 日本   | 株式 | 第一三共            | 医薬品    | 1,203,000 | 3,465.94        | 4,169,528,017   | 4,518.00        | 5,435,154,000   | 1.63            |
| 日本   | 株式 | リクルートホールディングス   | サービス業  | 1,203,000 | 4,833.31        | 5,814,481,665   | 4,329.00        | 5,207,787,000   | 1.57            |
| 日本   | 株式 | ソニーグループ         | 電気機器   | 401,000   | 11,331.69       | 4,544,008,351   | 11,255.00       | 4,513,255,000   | 1.36            |
| 日本   | 株式 | オリンパス           | 精密機器   | 1,604,000 | 2,723.17        | 4,367,976,384   | 2,806.00        | 4,500,824,000   | 1.35            |
| 日本   | 株式 | 中外製薬            | 医薬品    | 1,203,000 | 3,602.62        | 4,333,962,100   | 3,624.00        | 4,359,672,000   | 1.31            |
| 日本   | 株式 | アステラス製薬         | 医薬品    | 2,005,000 | 1,993.29        | 3,996,549,302   | 2,128.00        | 4,266,640,000   | 1.28            |
| 日本   | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ    | 情報・通信業 | 2,005,000 | 2,030.54        | 4,071,251,163   | 2,102.00        | 4,214,510,000   | 1.27            |
| 日本   | 株式 | エムスリー           | サービス業  | 962,400   | 4,002.07        | 3,851,601,244   | 4,205.00        | 4,046,892,000   | 1.22            |
| 日本   | 株式 | トヨタ自動車          | 輸送用機器  | 2,005,000 | 2,059.01        | 4,128,315,376   | 2,010.50        | 4,031,052,500   | 1.21            |
| 日本   | 株式 | エーザイ            | 医薬品    | 401,000   | 5,704.95        | 2,287,686,530   | 9,332.00        | 3,742,132,000   | 1.13            |
| 日本   | 株式 | パナダイナミコホールディングス | その他製品  | 401,000   | 9,287.48        | 3,724,280,982   | 9,045.00        | 3,627,045,000   | 1.09            |

|    |    |                |       |         |           |               |           |               |      |
|----|----|----------------|-------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|------|
| 日本 | 株式 | 日東電工           | 化学    | 401,000 | 8,984.78  | 3,602,899,955 | 8,610.00  | 3,452,610,000 | 1.04 |
| 日本 | 株式 | セコム            | サービス業 | 401,000 | 8,465.35  | 3,394,606,175 | 8,485.00  | 3,402,485,000 | 1.02 |
| 日本 | 株式 | キッコーマン         | 食料品   | 401,000 | 6,932.84  | 2,780,069,941 | 7,720.00  | 3,095,720,000 | 0.93 |
| 日本 | 株式 | デンソー           | 輸送用機器 | 401,000 | 7,564.98  | 3,033,559,106 | 7,514.00  | 3,013,114,000 | 0.91 |
| 日本 | 株式 | 富士フイルムホールディングス | 化学    | 401,000 | 6,976.67  | 2,797,648,551 | 7,315.00  | 2,933,315,000 | 0.88 |
| 日本 | 株式 | オムロン           | 電気機器  | 401,000 | 7,377.08  | 2,958,210,224 | 7,044.00  | 2,824,644,000 | 0.85 |
| 日本 | 株式 | HOYA           | 精密機器  | 200,500 | 13,885.77 | 2,784,098,387 | 14,060.00 | 2,819,030,000 | 0.85 |
| 日本 | 株式 | 塩野義製薬          | 医薬品   | 401,000 | 6,943.87  | 2,784,493,758 | 6,950.00  | 2,786,950,000 | 0.84 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 11 月 30 日現在

| 種類 | 業種       | 投資比率 (%) |
|----|----------|----------|
| 株式 | 水産・農林業   | 0.06     |
|    | 鉱業       | 0.07     |
|    | 建設業      | 1.66     |
|    | 食料品      | 3.54     |
|    | 繊維製品     | 0.13     |
|    | パルプ・紙    | 0.08     |
|    | 化学       | 6.95     |
|    | 医薬品      | 7.76     |
|    | 石油・石炭製品  | 0.21     |
|    | ゴム製品     | 0.76     |
|    | ガラス・土石製品 | 0.91     |
|    | 鉄鋼       | 0.08     |
|    | 非鉄金属     | 0.86     |
|    | 金属製品     | 0.02     |
|    | 機械       | 5.37     |
|    | 電気機器     | 22.54    |
|    | 輸送用機器    | 4.53     |
|    | 精密機器     | 4.38     |
|    | その他製品    | 2.75     |
|    | 電気・ガス業   | 0.15     |
|    | 陸運業      | 1.39     |
|    | 海運業      | 0.33     |
|    | 空運業      | 0.04     |
|    | 倉庫・運輸関連業 | 0.20     |
|    | 情報・通信業   | 11.29    |
|    | 卸売業      | 2.67     |
|    | 小売業      | 11.38    |



|    |            |       |
|----|------------|-------|
|    | 銀行業        | 0.60  |
|    | 証券、商品先物取引業 | 0.23  |
|    | 保険業        | 0.88  |
|    | その他金融業     | 0.72  |
|    | 不動産業       | 1.22  |
|    | サービス業      | 4.73  |
|    | 小計         | 98.49 |
| 合計 |            | 98.49 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 11 月 30 日現在

| 資産の種類    | 取引所名  | 資産の名称                | 建別 | 数量  | 通貨 | 簿価金額（円）       | 評価金額（円）       | 投資比率（%） |
|----------|-------|----------------------|----|-----|----|---------------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | 日経 225 先物 22 年 12 月限 | 買建 | 179 | 円  | 5,028,978,450 | 5,019,160,000 | 1.51    |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

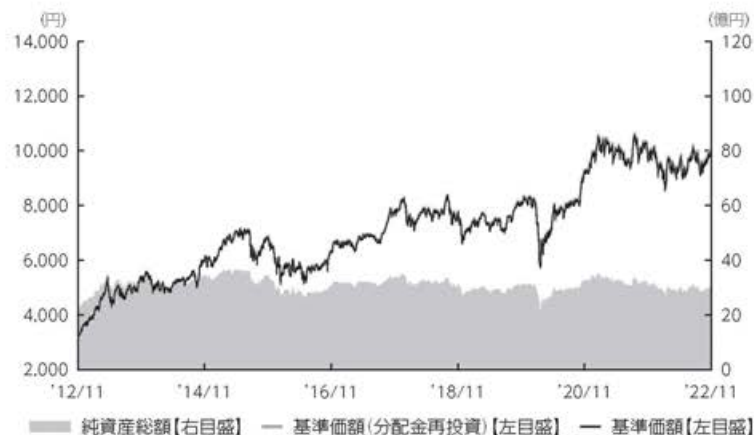
#### 《参考情報》



# 運用実績

2022年11月30日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移 2012年11月30日～2022年11月30日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化  
・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 9,786円 |
| 純資産総額 | 29.7億円 |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■ 分配の推移

|          |      |
|----------|------|
| 2022年11月 | 5円   |
| 2021年11月 | 5円   |
| 2020年11月 | 5円   |
| 2019年11月 | 5円   |
| 2018年11月 | 5円   |
| 2017年11月 | 5円   |
| 設定来累計    | 230円 |

・分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

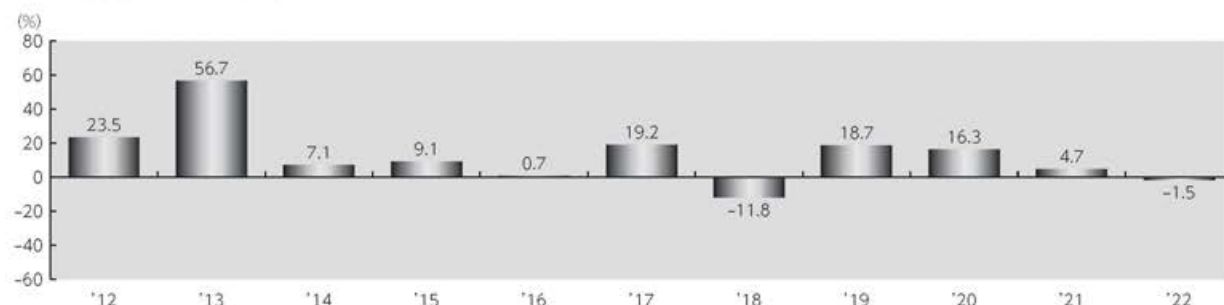
| 組入上位業種   | 比率    |
|----------|-------|
| 1 電気機器   | 22.5% |
| 2 小売業    | 11.4% |
| 3 情報・通信業 | 11.3% |
| 4 医薬品    | 7.8%  |
| 5 化学     | 6.9%  |
| 6 機械     | 5.4%  |
| 7 サービス業  | 4.7%  |
| 8 輸送用機器  | 4.5%  |
| 9 精密機器   | 4.4%  |
| 10 食料品   | 3.5%  |

| 組入上位銘柄        | 業種     | 比率   |
|---------------|--------|------|
| 1 ファーストリテイリング | 小売業    | 9.7% |
| 2 東京エレクトロン    | 電気機器   | 5.4% |
| 3 ソフトバンクグループ  | 情報・通信業 | 4.3% |
| 4 KDDI        | 情報・通信業 | 3.0% |
| 5 ダイキン工業      | 機械     | 2.7% |
| 6 ファナック       | 電気機器   | 2.5% |
| 7 アドバンテクト     | 電気機器   | 2.2% |
| 8 信越化学工業      | 化学     | 2.1% |
| 9 テルモ         | 精密機器   | 1.9% |
| 10 TDK        | 電気機器   | 1.8% |

| その他資産の状況      | 比率   |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 1.5% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)  
・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算  
・2022年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1 【申込（販売）手続等】

### ①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### ②申込単位

1口単位

### ③申込価額

取得申込受付日の基準価額

### ④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### ⑥申込手数料

ありません。

### ⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

### ⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

### ⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### ①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（1987年11月27日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年11月8日から翌年11月7日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### ①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

##### ②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

##### ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

##### ④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

##### ⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

##### ⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に

交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

- ・ 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

##### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第 2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。



### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 11 月 9 日から令和 4 年 11 月 7 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和5年1月11日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・タイプ（ミリオン）の令和3年11月9日から令和4年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・タイプ（ミリオン）の令和4年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 1 【財務諸表】

## 【インデックス・タイプ（ミリオン）】

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第 34 期<br>[ 令和 3 年 11 月 8 日現在 ] | 第 35 期<br>[ 令和 4 年 11 月 7 日現在 ] |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 資産の部            |                                 |                                 |
| 流動資産            |                                 |                                 |
| コール・ローン         | 26,916,641                      | 8,177,098                       |
| 親投資信託受益証券       | 3,203,970,612                   | 2,936,758,833                   |
| 未収入金            | 6,709,474                       | 404,023                         |
| 流動資産合計          | 3,237,596,727                   | 2,945,339,954                   |
| 資産合計            | 3,237,596,727                   | 2,945,339,954                   |
| 負債の部            |                                 |                                 |
| 流動負債            |                                 |                                 |
| 未払収益分配金         | 1,570,532                       | 1,523,652                       |
| 未払解約金           | 5,493,928                       | 4,985                           |
| 未払受託者報酬         | 1,400,650                       | 804,482                         |
| 未払委託者報酬         | 25,736,782                      | 7,240,252                       |
| 未払利息            | 34                              | 16                              |
| その他未払費用         | 69,966                          | 64,300                          |
| 流動負債合計          | 34,271,892                      | 9,637,687                       |
| 負債合計            | 34,271,892                      | 9,637,687                       |
| 純資産の部           |                                 |                                 |
| 元本等             |                                 |                                 |
| 元本              | 3,141,065,195                   | 3,047,305,602                   |
| 剰余金             |                                 |                                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 62,259,640                      | △111,603,335                    |
| （分配準備積立金）       | 1,199,922,285                   | 1,191,703,512                   |
| 元本等合計           | 3,203,324,835                   | 2,935,702,267                   |
| 純資産合計           | 3,203,324,835                   | 2,935,702,267                   |
| 負債純資産合計         | 3,237,596,727                   | 2,945,339,954                   |

### （2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|           | 第 34 期<br>自 令和 2 年 11 月 10 日<br>至 令和 3 年 11 月 8 日 | 第 35 期<br>自 令和 3 年 11 月 9 日<br>至 令和 4 年 11 月 7 日 |
|-----------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 営業収益      |                                                   |                                                  |
| 受取利息      | 33                                                | 10                                               |
| 有価証券売買等損益 | 616,640,054                                       | △149,981,678                                     |
| 営業収益合計    | 616,640,087                                       | △149,981,668                                     |
| 営業費用      |                                                   |                                                  |
| 支払利息      | 2,052                                             | 1,466                                            |

|                                           |              |              |
|-------------------------------------------|--------------|--------------|
| 受託者報酬                                     | 2,846,655    | 1,870,508    |
| 委託者報酬                                     | 52,307,053   | 23,158,092   |
| その他費用                                     | 142,202      | 129,286      |
| 営業費用合計                                    | 55,297,962   | 25,159,352   |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 561,342,125  | △175,141,020 |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 561,342,125  | △175,141,020 |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | 561,342,125  | △175,141,020 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 60,968,534   | △6,051,095   |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | △506,305,496 | 62,259,640   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 70,607,136   | -            |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 70,607,136   | -            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 845,059      | 3,249,398    |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -            | 2,193,010    |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 845,059      | 1,056,388    |
| 分配金                                       | 1,570,532    | 1,523,652    |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | 62,259,640   | △111,603,335 |

### （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                         |                                                                                                                             |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。                                                                             |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年 11 月 7 日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 3 年 11 月 9 日から令和 4 年 11 月 7 日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

|                                         | 第 34 期<br>[令和 3 年 11 月 8 日現在] | 第 35 期<br>[令和 4 年 11 月 7 日現在] |
|-----------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 期首元本額                                | 3,627,652,978 円               | 3,141,065,195 円               |
| 期中追加設定元本額                               | 19,812,985 円                  | 17,567,746 円                  |
| 期中一部解約元本額                               | 506,400,768 円                 | 111,327,339 円                 |
| 2. 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | —円                            | 111,603,335 円                 |
| 3. 受益権の総数                               | 3,141,065,195 口               | 3,047,305,602 口               |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

|                                                   |   |              |                                                  |   |              |
|---------------------------------------------------|---|--------------|--------------------------------------------------|---|--------------|
| 第 34 期<br>自 令和 2 年 11 月 10 日<br>至 令和 3 年 11 月 8 日 |   |              | 第 35 期<br>自 令和 3 年 11 月 9 日<br>至 令和 4 年 11 月 7 日 |   |              |
| 1. 分配金の計算過程                                       |   |              | 1. 分配金の計算過程                                      |   |              |
| 項目                                                |   |              | 項目                                               |   |              |
| 費用控除後の配当等収益額                                      | A | 44,832,785 円 | 費用控除後の配当等収益額                                     | A | 35,748,686 円 |

|                           |              |                 |                           |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 455,540,806 円   | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | —円              |
| 収益調整金額                    | C            | 427,076,867 円   | 収益調整金額                    | C            | 421,034,012 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 701,119,226 円   | 分配準備積立金額                  | D            | 1,157,478,478 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 1,628,569,684 円 | 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 1,614,261,176 円 |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 3,141,065,195 口 | 当ファンドの期末残存口数              | F            | 3,047,305,602 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F*10,000 | 5,184 円         | 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F*10,000 | 5,297 円         |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 5 円             | 1 万口当たり分配金額               | H            | 5 円             |
| 収益分配金金額                   | I=F*H/10,000 | 1,570,532 円     | 収益分配金金額                   | I=F*H/10,000 | 1,523,652 円     |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分                       | 第 34 期<br>自 令和 2 年 11 月 10 日<br>至 令和 3 年 11 月 8 日                                                                                                                                                        | 第 35 期<br>自 令和 3 年 11 月 9 日<br>至 令和 4 年 11 月 7 日 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                         | 同左                                               |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。                                                                                                                                | 同左                                               |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> | 同左                                               |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                         | 第 34 期<br>[令和 3 年 11 月 8 日現在]                                                                                                                                                                              | 第 35 期<br>[令和 4 年 11 月 7 日現在]                                                 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 時価で計上しているためその差額はありません。                                                                                                                                                                                     | 同左                                                                            |
| 2. 時価の算定方法                 | <p>(1) 有価証券<br/>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品<br/>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券<br/>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品<br/>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異な                                                                                                                                                                        | 同左                                                                            |

る前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類        | 第 34 期<br>[令和 3 年 11 月 8 日現在] | 第 35 期<br>[令和 4 年 11 月 7 日現在] |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
|           | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円)      | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円)      |
| 親投資信託受益証券 | 546,699,191                   | △142,978,045                  |
| 合計        | 546,699,191                   | △142,978,045                  |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

|              | 第 34 期<br>[令和 3 年 11 月 8 日現在] | 第 35 期<br>[令和 4 年 11 月 7 日現在] |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 1.0198 円                      | 0.9634 円                      |
| (1万口当たり純資産額) | (10,198 円)                    | (9,634 円)                     |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類       | 銘 柄          | 口数          | 評価額           | 備考 |
|-----------|--------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 日経225マザーファンド | 775,791,529 | 2,936,758,833 |    |
| 合計        |              | 775,791,529 | 2,936,758,833 |    |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 日経２２５マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[令和４年１１月７日現在]

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 資産の部        |                 |
| 流動資産        |                 |
| コール・ローン     | 4,112,013,508   |
| 株式          | 326,379,746,000 |
| 派生商品評価勘定    | 98,963,850      |
| 未収入金        | 2,428,415,844   |
| 未収配当金       | 2,747,111,760   |
| 差入委託証拠金     | 346,950,000     |
| 流動資産合計      | 336,113,200,962 |
| 資産合計        | 336,113,200,962 |
| 負債の部        |                 |
| 流動負債        |                 |
| 派生商品評価勘定    | 5,563,000       |
| 前受金         | 40,730,000      |
| 未払金         | 794,314,575     |
| 未払解約金       | 607,081,684     |
| 未払利息        | 8,255           |
| 流動負債合計      | 1,447,697,514   |
| 負債合計        | 1,447,697,514   |
| 純資産の部       |                 |
| 元本等         |                 |
| 元本          | 88,406,148,390  |
| 剰余金         |                 |
| 剰余金又は欠損金（△） | 246,259,355,058 |
| 元本等合計       | 334,665,503,448 |
| 純資産合計       | 334,665,503,448 |
| 負債純資産合計     | 336,113,200,962 |

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                      |                                                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法    | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| ２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。                         |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。



## (貸借対照表に関する注記)

|                                 | [令和 4 年 11 月 7 日現在] |
|---------------------------------|---------------------|
| 1. 期首                           | 令和 3 年 11 月 9 日     |
| 期首元本額                           | 74,834,329,043 円    |
| 期中追加設定元本額                       | 41,829,344,770 円    |
| 期中一部解約元本額                       | 28,257,525,423 円    |
| 元本の内訳※                          |                     |
| インデックス・タイプ (ミリオン)               | 775,791,529 円       |
| 三菱UFJ インデックス 225 オープン           | 30,929,770,261 円    |
| 三菱UFJ インデックス 225 オープン (確定拠出年金)  | 3,805,193,196 円     |
| eMAXIS 日経 225 インデックス            | 12,125,858,200 円    |
| つみたて日本株式 (日経平均)                 | 12,795,242,590 円    |
| eMAXIS Slim 国内株式 (日経平均)         | 6,576,764,075 円     |
| 夢楽章 日経平均オープン                    | 1,396,012,320 円     |
| インデックスファンド 225 VA 2 (適格機関投資家限定) | 34,480,645 円        |
| インデックスファンド 225                  | 17,727,615,534 円    |
| インデックスファンド 225 VA               | 769,258,138 円       |
| <DC>インデックスファンド 225              | 1,470,161,902 円     |
| 合計                              | 88,406,148,390 円    |
| 2. 受益権の総数                       | 88,406,148,390 口    |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

| 区分                       | 自 令和 3 年 11 月 9 日<br>至 令和 4 年 11 月 7 日                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                                         |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。<br>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。                                                                           |

## 2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                   | [令和 4 年 11 月 7 日現在]                                                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。                                                                                                        |
| 2. 時価の算定方法           | (1) 有価証券<br>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。<br>(3) 上記以外の金融商品 |

|                            |                                                                                                                                            |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | [令和 4 年 11 月 7 日現在] |
|----|---------------------|
|    | 当期間の損益に含まれた評価差額（円）  |
| 株式 | 6,743,001,125       |
| 合計 | 6,743,001,125       |

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

| [令和 4 年 11 月 7 日現在] |          |               |       |               |            |
|---------------------|----------|---------------|-------|---------------|------------|
| 区分                  | 種類       | 契約額等（円）       |       | 時価（円）         | 評価損益（円）    |
|                     |          |               | うち1年超 |               |            |
| 市場取引                | 株価指数先物取引 |               |       |               |            |
|                     | 買建       | 6,876,610,000 | —     | 6,970,150,000 | 93,540,000 |
| 合計                  |          | 6,876,610,000 | —     | 6,970,150,000 | 93,540,000 |

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

|              | [令和 4 年 11 月 7 日現在] |
|--------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額    | 3.7855 円            |
| (1万口当たり純資産額) | (37,855 円)          |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

|  | 銘 柄 | 株式数 | 評価額 |    | 備考 |
|--|-----|-----|-----|----|----|
|  |     |     | 単価  | 金額 |    |
|  |     |     |     |    |    |

|      |                 |         |           |               |  |
|------|-----------------|---------|-----------|---------------|--|
| 1332 | 日本水産            | 406,000 | 502.00    | 203,812,000   |  |
| 1605 | I N P E X       | 162,400 | 1,611.00  | 261,626,400   |  |
| 1721 | コムシスホールディングス    | 406,000 | 2,414.00  | 980,084,000   |  |
| 1801 | 大成建設            | 81,200  | 4,060.00  | 329,672,000   |  |
| 1802 | 大林組             | 406,000 | 957.00    | 388,542,000   |  |
| 1803 | 清水建設            | 406,000 | 747.00    | 303,282,000   |  |
| 1808 | 長谷工コーポレーション     | 81,200  | 1,539.00  | 124,966,800   |  |
| 1812 | 鹿島建設            | 203,000 | 1,403.00  | 284,809,000   |  |
| 1925 | 大和ハウス工業         | 406,000 | 3,036.00  | 1,232,616,000 |  |
| 1928 | 積水ハウス           | 406,000 | 2,433.50  | 988,001,000   |  |
| 1963 | 日揮ホールディングス      | 406,000 | 1,899.00  | 770,994,000   |  |
| 2002 | 日清製粉グループ本社      | 406,000 | 1,566.00  | 635,796,000   |  |
| 2269 | 明治ホールディングス      | 81,200  | 6,180.00  | 501,816,000   |  |
| 2282 | 日本ハム            | 203,000 | 3,545.00  | 719,635,000   |  |
| 2501 | サッポロホールディングス    | 81,200  | 3,310.00  | 268,772,000   |  |
| 2502 | アサヒグループホールディングス | 406,000 | 4,249.00  | 1,725,094,000 |  |
| 2503 | キリンホールディングス     | 406,000 | 2,200.50  | 893,403,000   |  |
| 2531 | 宝ホールディングス       | 406,000 | 1,020.00  | 414,120,000   |  |
| 2801 | キッコーマン          | 406,000 | 7,710.00  | 3,130,260,000 |  |
| 2802 | 味の素             | 406,000 | 4,120.00  | 1,672,720,000 |  |
| 2871 | ニチレイ            | 203,000 | 2,593.00  | 526,379,000   |  |
| 2914 | 日本たばこ産業         | 406,000 | 2,796.00  | 1,135,176,000 |  |
| 3101 | 東洋紡             | 40,600  | 1,028.00  | 41,736,800    |  |
| 3401 | 帝人              | 81,200  | 1,229.00  | 99,794,800    |  |
| 3402 | 東レ              | 406,000 | 723.90    | 293,903,400   |  |
| 3861 | 王子ホールディングス      | 406,000 | 514.00    | 208,684,000   |  |
| 3863 | 日本製紙            | 40,600  | 887.00    | 36,012,200    |  |
| 3405 | クラレ             | 406,000 | 1,020.00  | 414,120,000   |  |
| 3407 | 旭化成             | 406,000 | 962.60    | 390,815,600   |  |
| 4004 | 昭和電工            | 40,600  | 2,175.00  | 88,305,000    |  |
| 4005 | 住友化学            | 406,000 | 472.00    | 191,632,000   |  |
| 4021 | 日産化学            | 406,000 | 6,520.00  | 2,647,120,000 |  |
| 4042 | 東ソー             | 203,000 | 1,532.00  | 310,996,000   |  |
| 4043 | トクヤマ            | 81,200  | 1,750.00  | 142,100,000   |  |
| 4061 | デンカ             | 81,200  | 3,450.00  | 280,140,000   |  |
| 4063 | 信越化学工業          | 406,000 | 15,780.00 | 6,406,680,000 |  |

|      |                    |           |          |               |  |
|------|--------------------|-----------|----------|---------------|--|
| 4183 | 三井化学               | 81,200    | 2,779.00 | 225,654,800   |  |
| 4188 | 三菱ケミカルグループ         | 203,000   | 669.50   | 135,908,500   |  |
| 4208 | UBE                | 40,600    | 1,908.00 | 77,464,800    |  |
| 4452 | 花王                 | 406,000   | 5,242.00 | 2,128,252,000 |  |
| 4631 | D I C              | 40,600    | 2,510.00 | 101,906,000   |  |
| 4901 | 富士フイルムホールディングス     | 406,000   | 6,895.00 | 2,799,370,000 |  |
| 4911 | 資生堂                | 406,000   | 5,102.00 | 2,071,412,000 |  |
| 6988 | 日東電工               | 406,000   | 7,990.00 | 3,243,940,000 |  |
| 4151 | 協和キリン              | 406,000   | 3,220.00 | 1,307,320,000 |  |
| 4502 | 武田薬品工業             | 406,000   | 3,866.00 | 1,569,596,000 |  |
| 4503 | アステラス製薬            | 2,030,000 | 2,060.50 | 4,182,815,000 |  |
| 4506 | 住友ファーマ             | 406,000   | 1,015.00 | 412,090,000   |  |
| 4507 | 塩野義製薬              | 406,000   | 6,600.00 | 2,679,600,000 |  |
| 4519 | 中外製薬               | 1,218,000 | 3,370.00 | 4,104,660,000 |  |
| 4523 | エーザイ               | 406,000   | 8,692.00 | 3,528,952,000 |  |
| 4568 | 第一三共               | 1,218,000 | 4,636.00 | 5,646,648,000 |  |
| 4578 | 大塚ホールディングス         | 406,000   | 4,548.00 | 1,846,488,000 |  |
| 5019 | 出光興産               | 162,400   | 3,375.00 | 548,100,000   |  |
| 5020 | E N E O S ホールディングス | 406,000   | 504.20   | 204,705,200   |  |
| 5101 | 横浜ゴム               | 203,000   | 2,305.00 | 467,915,000   |  |
| 5108 | ブリヂストン             | 406,000   | 5,326.00 | 2,162,356,000 |  |
| 5201 | A G C              | 81,200    | 4,325.00 | 351,190,000   |  |
| 5202 | 日本板硝子              | 40,600    | 554.00   | 22,492,400    |  |
| 5214 | 日本電気硝子             | 121,800   | 2,454.00 | 298,897,200   |  |
| 5232 | 住友大阪セメント           | 40,600    | 3,105.00 | 126,063,000   |  |
| 5233 | 太平洋セメント            | 40,600    | 2,026.00 | 82,255,600    |  |
| 5301 | 東海カーボン             | 406,000   | 1,004.00 | 407,624,000   |  |
| 5332 | T O T O            | 203,000   | 4,240.00 | 860,720,000   |  |
| 5333 | 日本碍子               | 406,000   | 1,743.00 | 707,658,000   |  |
| 5401 | 日本製鉄               | 40,600    | 2,179.00 | 88,467,400    |  |
| 5406 | 神戸製鋼所              | 40,600    | 642.00   | 26,065,200    |  |
| 5411 | J F E ホールディングス     | 40,600    | 1,480.00 | 60,088,000    |  |
| 5541 | 大平洋金属              | 40,600    | 1,881.00 | 76,368,600    |  |
| 5703 | 日本軽金属ホールディングス      | 40,600    | 1,498.00 | 60,818,800    |  |
| 5706 | 三井金属鉱業             | 40,600    | 3,115.00 | 126,469,000   |  |
| 5707 | 東邦亜鉛               | 40,600    | 2,171.00 | 88,142,600    |  |

|      |                  |         |           |               |  |
|------|------------------|---------|-----------|---------------|--|
| 5711 | 三菱マテリアル          | 40,600  | 2,019.00  | 81,971,400    |  |
| 5713 | 住友金属鉱山           | 203,000 | 4,482.00  | 909,846,000   |  |
| 5714 | DOWAホールディングス     | 81,200  | 4,805.00  | 390,166,000   |  |
| 5801 | 古河電気工業           | 40,600  | 2,351.00  | 95,450,600    |  |
| 5802 | 住友電気工業           | 406,000 | 1,585.50  | 643,713,000   |  |
| 5803 | フジクラ             | 406,000 | 901.00    | 365,806,000   |  |
| 3436 | SUMCO            | 40,600  | 1,921.00  | 77,992,600    |  |
| 5631 | 日本製鋼所            | 81,200  | 3,165.00  | 256,998,000   |  |
| 6103 | オークマ             | 81,200  | 5,020.00  | 407,624,000   |  |
| 6113 | アマダ              | 406,000 | 1,052.00  | 427,112,000   |  |
| 6273 | SMC              | 40,600  | 60,990.00 | 2,476,194,000 |  |
| 6301 | 小松製作所            | 406,000 | 3,016.00  | 1,224,496,000 |  |
| 6302 | 住友重機械工業          | 81,200  | 2,886.00  | 234,343,200   |  |
| 6305 | 日立建機             | 406,000 | 2,974.00  | 1,207,444,000 |  |
| 6326 | クボタ              | 406,000 | 2,096.50  | 851,179,000   |  |
| 6361 | 荏原製作所            | 81,200  | 4,980.00  | 404,376,000   |  |
| 6367 | ダイキン工業           | 406,000 | 22,840.00 | 9,273,040,000 |  |
| 6471 | 日本精工             | 406,000 | 776.00    | 315,056,000   |  |
| 6472 | NTN              | 406,000 | 289.00    | 117,334,000   |  |
| 6473 | ジェイテクト           | 406,000 | 1,023.00  | 415,338,000   |  |
| 7003 | 三井E&Sホールディングス    | 40,600  | 448.00    | 18,188,800    |  |
| 7004 | 日立造船             | 81,200  | 871.00    | 70,725,200    |  |
| 7011 | 三菱重工業            | 40,600  | 5,341.00  | 216,844,600   |  |
| 7013 | IHI              | 40,600  | 3,385.00  | 137,431,000   |  |
| 4902 | コニカミノルタ          | 406,000 | 532.00    | 215,992,000   |  |
| 6479 | ミネベアミツミ          | 406,000 | 2,184.00  | 886,704,000   |  |
| 6501 | 日立製作所            | 81,200  | 7,049.00  | 572,378,800   |  |
| 6503 | 三菱電機             | 406,000 | 1,315.50  | 534,093,000   |  |
| 6504 | 富士電機             | 81,200  | 5,890.00  | 478,268,000   |  |
| 6506 | 安川電機             | 406,000 | 4,200.00  | 1,705,200,000 |  |
| 6594 | 日本電産             | 324,800 | 8,148.00  | 2,646,470,400 |  |
| 6645 | オムロン             | 406,000 | 6,791.00  | 2,757,146,000 |  |
| 6674 | ジーエス・ユアサコーポレーション | 81,200  | 2,342.00  | 190,170,400   |  |
| 6701 | 日本電気             | 40,600  | 4,695.00  | 190,617,000   |  |
| 6702 | 富士通              | 40,600  | 17,530.00 | 711,718,000   |  |
| 6724 | セイコーエプソン         | 812,000 | 2,053.00  | 1,667,036,000 |  |

|      |                     |           |           |                |  |
|------|---------------------|-----------|-----------|----------------|--|
| 6752 | パナソニック ホールディングス     | 406,000   | 1,231.50  | 499,989,000    |  |
| 6753 | シャープ                | 406,000   | 859.00    | 348,754,000    |  |
| 6758 | ソニーグループ             | 406,000   | 10,845.00 | 4,403,070,000  |  |
| 6762 | T D K               | 1,218,000 | 4,845.00  | 5,901,210,000  |  |
| 6770 | アルプスアルパイン           | 406,000   | 1,249.00  | 507,094,000    |  |
| 6841 | 横河電機                | 406,000   | 2,510.00  | 1,019,060,000  |  |
| 6857 | アドバンテスト             | 812,000   | 7,770.00  | 6,309,240,000  |  |
| 6861 | キーエンス               | 40,600    | 56,970.00 | 2,312,982,000  |  |
| 6952 | カシオ計算機              | 406,000   | 1,320.00  | 535,920,000    |  |
| 6954 | ファナック               | 406,000   | 19,925.00 | 8,089,550,000  |  |
| 6971 | 京セラ                 | 812,000   | 6,732.00  | 5,466,384,000  |  |
| 6976 | 太陽誘電                | 406,000   | 3,995.00  | 1,621,970,000  |  |
| 6981 | 村田製作所               | 324,800   | 7,129.00  | 2,315,499,200  |  |
| 7735 | S C R E E Nホールディングス | 81,200    | 8,040.00  | 652,848,000    |  |
| 7751 | キヤノン                | 609,000   | 3,182.00  | 1,937,838,000  |  |
| 7752 | リコー                 | 406,000   | 1,035.00  | 420,210,000    |  |
| 8035 | 東京エレクトロン            | 406,000   | 39,390.00 | 15,992,340,000 |  |
| 6902 | デンソー                | 406,000   | 7,415.00  | 3,010,490,000  |  |
| 7012 | 川崎重工業               | 40,600    | 2,611.00  | 106,006,600    |  |
| 7201 | 日産自動車               | 406,000   | 488.50    | 198,331,000    |  |
| 7202 | いすゞ自動車              | 203,000   | 1,775.00  | 360,325,000    |  |
| 7203 | トヨタ自動車              | 2,030,000 | 1,993.00  | 4,045,790,000  |  |
| 7205 | 日野自動車               | 406,000   | 628.00    | 254,968,000    |  |
| 7211 | 三菱自動車工業             | 40,600    | 640.00    | 25,984,000     |  |
| 7261 | マツダ                 | 81,200    | 1,043.00  | 84,691,600     |  |
| 7267 | 本田技研工業              | 812,000   | 3,402.00  | 2,762,424,000  |  |
| 7269 | スズキ                 | 406,000   | 5,041.00  | 2,046,646,000  |  |
| 7270 | S U B A R U         | 406,000   | 2,510.00  | 1,019,060,000  |  |
| 7272 | ヤマハ発動機              | 406,000   | 3,160.00  | 1,282,960,000  |  |
| 4543 | テルモ                 | 1,624,000 | 4,330.00  | 7,031,920,000  |  |
| 7731 | ニコン                 | 406,000   | 1,471.00  | 597,226,000    |  |
| 7733 | オリンパス               | 1,624,000 | 3,063.00  | 4,974,312,000  |  |
| 7741 | H O Y A             | 203,000   | 13,475.00 | 2,735,425,000  |  |
| 7762 | シチズン時計              | 406,000   | 630.00    | 255,780,000    |  |
| 7832 | バンダイナムコホールディングス     | 406,000   | 9,708.00  | 3,941,448,000  |  |
| 7911 | 凸版印刷                | 203,000   | 2,134.00  | 433,202,000    |  |

|      |                                        |           |           |                |  |
|------|----------------------------------------|-----------|-----------|----------------|--|
| 7912 | 大日本印刷                                  | 203,000   | 2,894.00  | 587,482,000    |  |
| 7951 | ヤマハ                                    | 406,000   | 5,390.00  | 2,188,340,000  |  |
| 7974 | 任天堂                                    | 406,000   | 6,121.00  | 2,485,126,000  |  |
| 9501 | 東京電力ホールディングス                           | 40,600    | 453.00    | 18,391,800     |  |
| 9502 | 中部電力                                   | 40,600    | 1,217.00  | 49,410,200     |  |
| 9503 | 関西電力                                   | 40,600    | 1,110.00  | 45,066,000     |  |
| 9531 | 東京瓦斯                                   | 81,200    | 2,549.00  | 206,978,800    |  |
| 9532 | 大阪瓦斯                                   | 81,200    | 2,061.00  | 167,353,200    |  |
| 9001 | 東武鉄道                                   | 81,200    | 3,285.00  | 266,742,000    |  |
| 9005 | 東急                                     | 203,000   | 1,681.00  | 341,243,000    |  |
| 9007 | 小田急電鉄                                  | 203,000   | 1,689.00  | 342,867,000    |  |
| 9008 | 京王電鉄                                   | 81,200    | 4,970.00  | 403,564,000    |  |
| 9009 | 京成電鉄                                   | 203,000   | 3,870.00  | 785,610,000    |  |
| 9020 | 東日本旅客鉄道                                | 40,600    | 7,947.00  | 322,648,200    |  |
| 9021 | 西日本旅客鉄道                                | 40,600    | 5,854.00  | 237,672,400    |  |
| 9022 | 東海旅客鉄道                                 | 40,600    | 17,005.00 | 690,403,000    |  |
| 9064 | ヤマトホールディングス                            | 406,000   | 2,225.00  | 903,350,000    |  |
| 9147 | N I P P O N   E X P R E S S ホール<br>ディン | 40,600    | 7,470.00  | 303,282,000    |  |
| 9101 | 日本郵船                                   | 121,800   | 2,604.00  | 317,167,200    |  |
| 9104 | 商船三井                                   | 121,800   | 2,948.00  | 359,066,400    |  |
| 9107 | 川崎汽船                                   | 121,800   | 2,332.00  | 284,037,600    |  |
| 9202 | A N A ホールディングス                         | 40,600    | 2,978.00  | 120,906,800    |  |
| 9301 | 三菱倉庫                                   | 203,000   | 3,340.00  | 678,020,000    |  |
| 3659 | ネクソン                                   | 812,000   | 2,416.00  | 1,961,792,000  |  |
| 4689 | Z ホールディングス                             | 162,400   | 345.40    | 56,092,960     |  |
| 4704 | トレンジマイクロ                               | 406,000   | 7,160.00  | 2,906,960,000  |  |
| 9432 | 日本電信電話                                 | 162,400   | 4,004.00  | 650,249,600    |  |
| 9433 | K D D I                                | 2,436,000 | 4,255.00  | 10,365,180,000 |  |
| 9434 | ソフトバンク                                 | 406,000   | 1,495.00  | 606,970,000    |  |
| 9602 | 東宝                                     | 40,600    | 5,150.00  | 209,090,000    |  |
| 9613 | エヌ・ティ・ティ・データ                           | 2,030,000 | 2,087.00  | 4,236,610,000  |  |
| 9766 | コナミグループ                                | 406,000   | 6,770.00  | 2,748,620,000  |  |
| 9984 | ソフトバンクグループ                             | 2,436,000 | 6,601.00  | 16,080,036,000 |  |
| 2768 | 双日                                     | 40,600    | 2,414.00  | 98,008,400     |  |
| 8001 | 伊藤忠商事                                  | 406,000   | 4,101.00  | 1,665,006,000  |  |

|      |                      |         |           |                |  |
|------|----------------------|---------|-----------|----------------|--|
| 8002 | 丸紅                   | 406,000 | 1,425.50  | 578,753,000    |  |
| 8015 | 豊田通商                 | 406,000 | 5,110.00  | 2,074,660,000  |  |
| 8031 | 三井物産                 | 406,000 | 3,628.00  | 1,472,968,000  |  |
| 8053 | 住友商事                 | 406,000 | 2,177.00  | 883,862,000    |  |
| 8058 | 三菱商事                 | 406,000 | 4,403.00  | 1,787,618,000  |  |
| 3086 | J. フロント リテイリング       | 203,000 | 1,182.00  | 239,946,000    |  |
| 3099 | 三越伊勢丹ホールディングス        | 406,000 | 1,313.00  | 533,078,000    |  |
| 3382 | セブン&アイ・ホールディングス      | 406,000 | 5,566.00  | 2,259,796,000  |  |
| 8233 | 高島屋                  | 203,000 | 1,833.00  | 372,099,000    |  |
| 8252 | 丸井グループ               | 406,000 | 2,390.00  | 970,340,000    |  |
| 8267 | イオン                  | 406,000 | 2,735.00  | 1,110,410,000  |  |
| 9983 | ファーストリテイリング          | 406,000 | 83,840.00 | 34,039,040,000 |  |
| 5831 | しずおかフィナンシャルグループ      | 406,000 | 934.00    | 379,204,000    |  |
| 7186 | コンコルディア・フィナンシャルグループ  | 406,000 | 450.00    | 182,700,000    |  |
| 8304 | あおぞら銀行               | 40,600  | 2,555.00  | 103,733,000    |  |
| 8306 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ    | 406,000 | 703.80    | 285,742,800    |  |
| 8308 | りそなホールディングス          | 40,600  | 569.40    | 23,117,640     |  |
| 8309 | 三井住友トラスト・ホールディングス    | 40,600  | 4,266.00  | 173,199,600    |  |
| 8316 | 三井住友フィナンシャルグループ      | 40,600  | 4,256.00  | 172,793,600    |  |
| 8331 | 千葉銀行                 | 406,000 | 806.00    | 327,236,000    |  |
| 8354 | ふくおかフィナンシャルグループ      | 81,200  | 2,533.00  | 205,679,600    |  |
| 8411 | みずほフィナンシャルグループ       | 40,600  | 1,615.00  | 65,569,000     |  |
| 8601 | 大和証券グループ本社           | 406,000 | 582.00    | 236,292,000    |  |
| 8604 | 野村ホールディングス           | 406,000 | 480.70    | 195,164,200    |  |
| 8628 | 松井証券                 | 406,000 | 773.00    | 313,838,000    |  |
| 8630 | SOMPOホールディングス        | 81,200  | 6,235.00  | 506,282,000    |  |
| 8725 | MS&ADインシュアランスグループホール | 121,800 | 3,972.00  | 483,789,600    |  |
| 8750 | 第一生命ホールディングス         | 40,600  | 2,331.00  | 94,638,600     |  |
| 8766 | 東京海上ホールディングス         | 609,000 | 2,742.50  | 1,670,182,500  |  |
| 8795 | T&Dホールディングス          | 81,200  | 1,470.00  | 119,364,000    |  |
| 8253 | クレディセゾン              | 406,000 | 1,565.00  | 635,390,000    |  |
| 8591 | オリックス                | 406,000 | 2,163.00  | 878,178,000    |  |
| 8697 | 日本取引所グループ            | 406,000 | 1,916.50  | 778,099,000    |  |
| 3289 | 東急不動産ホールディングス        | 406,000 | 735.00    | 298,410,000    |  |
| 8801 | 三井不動産                | 406,000 | 2,795.00  | 1,134,770,000  |  |



|      |               |            |          |                 |  |
|------|---------------|------------|----------|-----------------|--|
| 8802 | 三菱地所          | 406,000    | 1,850.00 | 751,100,000     |  |
| 8804 | 東京建物          | 203,000    | 1,970.00 | 399,910,000     |  |
| 8830 | 住友不動産         | 406,000    | 3,388.00 | 1,375,528,000   |  |
| 2413 | エムスリー         | 974,400    | 4,146.00 | 4,039,862,400   |  |
| 2432 | ディー・エヌ・エー     | 121,800    | 1,922.00 | 234,099,600     |  |
| 4324 | 電通グループ        | 406,000    | 4,490.00 | 1,822,940,000   |  |
| 4751 | サイバーエージェント    | 324,800    | 1,120.00 | 363,776,000     |  |
| 4755 | 楽天グループ        | 406,000    | 660.00   | 267,960,000     |  |
| 6098 | リクルートホールディングス | 1,218,000  | 4,550.00 | 5,541,900,000   |  |
| 6178 | 日本郵政          | 406,000    | 990.80   | 402,264,800     |  |
| 9735 | セコム           | 406,000    | 8,270.00 | 3,357,620,000   |  |
| 合 計  |               | 77,708,400 |          | 326,379,746,000 |  |

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【インデックス・タイプ (ミリオン)】

### 【純資産額計算書】

令和 4 年 11 月 30 日現在

(単位 : 円)

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| I 資産総額                  | 2,977,049,706  |
| II 負債総額                 | 1,486,528      |
| III 純資産総額 (I - II)      | 2,975,563,178  |
| IV 発行済口数                | 3,040,529,498口 |
| V 1口当たり純資産価額 (III / IV) | 0.9786         |
| (10,000口当たり)            | (9,786)        |

(参考)

日経 225 マザーファンド

純資産額計算書

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| I 資産総額                | 335, 029, 758, 562 |
| II 負債総額               | 2, 489, 670, 786   |
| III 純資産総額 (I - II)    | 332, 540, 087, 776 |
| IV 発行済口数              | 86, 446, 040, 923口 |
| V 1口当たり純資産価額 (III/IV) | 3. 8468            |
| (10, 000 口当たり)        | (38, 468)          |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### (4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価

します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022 年 11 月 30 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類       | 本 数<br>(本) | 純資産総額<br>(百万円) |
|------------|------------|----------------|
| 追加型株式投資信託  | 897        | 22,476,220     |
| 追加型公社債投資信託 | 16         | 1,413,049      |
| 単位型株式投資信託  | 92         | 427,643        |
| 単位型公社債投資信託 | 51         | 123,848        |
| 合 計        | 1,056      | 24,440,760     |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度に係る中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和 4 年 12 月 2 日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

青 木 裕 晃

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 鉄 也

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 38 期事業年度の中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和 4 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) |             | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |             |
|------------|-------------------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| (資産の部)     |                               |             |                               |             |
| 流動資産       |                               |             |                               |             |
| 現金及び預金     | ※2                            | 56,803,388  | ※2                            | 51,593,362  |
| 有価証券       |                               | 2,001       |                               | 293,326     |
| 前払費用       |                               | 598,135     |                               | 645,109     |
| 未収入金       |                               | 31,359      |                               | 61,092      |
| 未収委託者報酬    |                               | 13,216,357  |                               | 15,750,264  |
| 未収収益       | ※2                            | 662,230     | ※2                            | 783,790     |
| 金銭の信託      |                               | 2,300,000   |                               | 8,401,300   |
| その他        |                               | 269,506     |                               | 295,584     |
| 流動資産合計     |                               | 73,882,978  |                               | 77,823,830  |
| 固定資産       |                               |             |                               |             |
| 有形固定資産     |                               |             |                               |             |
| 建物         | ※1                            | 548,902     | ※1                            | 391,042     |
| 器具備品       | ※1                            | 1,435,369   | ※1                            | 1,079,023   |
| 土地         |                               | 628,433     |                               | 628,433     |
| 有形固定資産合計   |                               | 2,612,705   |                               | 2,098,499   |
| 無形固定資産     |                               |             |                               |             |
| 電話加入権      |                               | 15,822      |                               | 15,822      |
| ソフトウェア     |                               | 3,569,171   |                               | 4,381,293   |
| ソフトウェア仮勘定  |                               | 1,895,190   |                               | 1,581,652   |
| 無形固定資産合計   |                               | 5,480,184   |                               | 5,978,768   |
| 投資その他の資産   |                               |             |                               |             |
| 投資有価証券     |                               | 18,616,670  |                               | 16,803,642  |
| 関係会社株式     |                               | 320,136     |                               | 159,536     |
| 投資不動産      | ※1                            | 814,684     | ※1                            | 810,684     |
| 長期差入保証金    |                               | 538,497     |                               | 524,244     |
| 前払年金費用     |                               | 258,835     |                               | 189,708     |
| 繰延税金資産     |                               | 916,962     |                               | 982,406     |
| その他        |                               | 45,230      |                               | 45,230      |
| 貸倒引当金      |                               | △23,600     |                               | △23,600     |
| 投資その他の資産合計 |                               | 21,487,417  |                               | 19,491,852  |
| 固定資産合計     |                               | 29,580,307  |                               | 27,569,120  |
| 資産合計       |                               | 103,463,286 |                               | 105,392,950 |

(単位：千円)

|           | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| (負債の部)    |                               |                               |
| 流動負債      |                               |                               |
| 預り金       | 533,622                       | 565,222                       |
| 未払金       |                               |                               |
| 未払収益分配金   | 158,856                       | 197,334                       |
| 未払償還金     | 133,877                       | 7,418                         |
| 未払手数料     | ※2 5,200,810                  | ※2 6,423,139                  |
| その他未払金    | ※2 4,412,521                  | ※2 4,565,457                  |
| 未払費用      | ※2 4,755,909                  | ※2 4,328,968                  |
| 未払消費税等    | 752,617                       | 1,112,923                     |
| 未払法人税等    | 873,027                       | 769,692                       |
| 賞与引当金     | 933,381                       | 942,287                       |
| 役員賞与引当金   | 160,710                       | 149,028                       |
| その他       | 691,143                       | 5,517                         |
| 流動負債合計    | 18,606,476                    | 19,066,990                    |
| 固定負債      |                               |                               |
| 長期未払金     | 21,600                        | 10,800                        |
| 退職給付引当金   | 1,145,514                     | 1,246,300                     |
| 役員退職慰労引当金 | 117,938                       | 117,938                       |
| 時効後支払損引当金 | 245,426                       | 250,214                       |
| 固定負債合計    | 1,530,479                     | 1,625,252                     |
| 負債合計      | 20,136,956                    | 20,692,243                    |
| (純資産の部)   |                               |                               |
| 株主資本      |                               |                               |
| 資本金       | 2,000,131                     | 2,000,131                     |
| 資本剰余金     |                               |                               |
| 資本準備金     | 3,572,096                     | 3,572,096                     |
| その他資本剰余金  | 41,160,616                    | 41,160,616                    |
| 資本剰余金合計   | 44,732,712                    | 44,732,712                    |
| 利益剰余金     |                               |                               |
| 利益準備金     | 342,589                       | 342,589                       |
| その他利益剰余金  |                               |                               |
| 別途積立金     | 6,998,000                     | 6,998,000                     |
| 繰越利益剰余金   | 26,951,289                    | 29,000,498                    |
| 利益剰余金合計   | 34,291,879                    | 36,341,088                    |
| 株主資本合計    | 81,024,723                    | 83,073,932                    |

(単位：千円)

|              | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 評価・換算差額等     |                               |                               |
| その他有価証券評価差額金 | 2,301,606                     | 1,626,775                     |
| 評価・換算差額等合計   | 2,301,606                     | 1,626,775                     |
| 純資産合計        | 83,326,329                    | 84,700,707                    |
| 負債純資産合計      | 103,463,286                   | 105,392,950                   |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|-------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 営業収益        |                                                   |                                                   |
| 委託者報酬       | 67,963,712                                        | 79,977,953                                        |
| 投資顧問料       | 2,443,980                                         | 2,711,169                                         |
| その他営業収益     | 21,613                                            | 13,459                                            |
| 営業収益合計      | 70,429,306                                        | 82,702,582                                        |
| 営業費用        |                                                   |                                                   |
| 支払手数料       | ※2 26,689,896                                     | ※2 31,644,834                                     |
| 広告宣伝費       | 668,150                                           | 720,785                                           |
| 公告費         | 250                                               | 500                                               |
| 調査費         |                                                   |                                                   |
| 調査費         | 2,077,942                                         | 2,430,158                                         |
| 委託調査費       | 12,035,954                                        | 14,557,009                                        |
| 事務委託費       | 798,528                                           | 1,450,062                                         |
| 営業雑経費       |                                                   |                                                   |
| 通信費         | 296,490                                           | 138,868                                           |
| 印刷費         | 378,180                                           | 379,428                                           |
| 協会費         | 51,841                                            | 49,590                                            |
| 諸会費         | 16,613                                            | 17,729                                            |
| 事務機器関連費     | 1,977,769                                         | 2,172,978                                         |
| その他営業雑経費    | 8,391                                             | 649                                               |
| 営業費用合計      | 45,000,009                                        | 53,562,596                                        |
| 一般管理費       |                                                   |                                                   |
| 給料          |                                                   |                                                   |
| 役員報酬        | 352,879                                           | 414,260                                           |
| 給料・手当       | 6,461,546                                         | 6,496,233                                         |
| 賞与引当金繰入     | 933,381                                           | 942,287                                           |
| 役員賞与引当金繰入   | 160,710                                           | 149,028                                           |
| 福利厚生費       | 1,272,568                                         | 1,282,310                                         |
| 交際費         | 2,721                                             | 4,874                                             |
| 旅費交通費       | 22,768                                            | 21,698                                            |
| 租税公課        | 402,939                                           | 430,233                                           |
| 不動産賃借料      | 666,331                                           | 724,961                                           |
| 退職給付費用      | 481,135                                           | 494,615                                           |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 11,763                                            | -                                                 |
| 固定資産減価償却費   | 1,358,911                                         | 2,249,287                                         |
| 諸経費         | 413,538                                           | 379,054                                           |
| 一般管理費合計     | 12,541,193                                        | 13,588,846                                        |
| 営業利益        | 12,888,103                                        | 15,551,139                                        |

(単位：千円)

|              | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 営業外収益        |                                                   |                                                   |
| 受取配当金        | 170,807                                           | 243,133                                           |
| 受取利息         | ※2 2,726                                          | ※2 7,408                                          |
| 投資有価証券償還益    | 81,557                                            | 1,089,101                                         |
| 収益分配金等時効完成分  | 275,835                                           | 137,485                                           |
| 受取賃貸料        | ※2 65,808                                         | ※2 65,808                                         |
| その他          | 12,504                                            | 36,211                                            |
| 営業外収益合計      | 609,239                                           | 1,579,148                                         |
| 営業外費用        |                                                   |                                                   |
| 投資有価証券償還損    | 95,946                                            | 3,074                                             |
| 時効後支払損引当金繰入  | 16,395                                            | 16,548                                            |
| 事務過誤費        | -                                                 | 76,076                                            |
| 賃貸関連費用       | 13,472                                            | 15,780                                            |
| その他          | 2,932                                             | 7,585                                             |
| 営業外費用合計      | 128,747                                           | 119,066                                           |
| 経常利益         | 13,368,595                                        | 17,011,221                                        |
| 特別利益         |                                                   |                                                   |
| 投資有価証券売却益    | 2,007,655                                         | 605,706                                           |
| 特別利益合計       | 2,007,655                                         | 605,706                                           |
| 特別損失         |                                                   |                                                   |
| 投資有価証券売却損    | 51,737                                            | 28,188                                            |
| 投資有価証券評価損    | 26,317                                            | 36,558                                            |
| 固定資産除却損      | ※1 536                                            | ※1 13,094                                         |
| 特別損失合計       | 78,591                                            | 77,840                                            |
| 税引前当期純利益     | 15,297,659                                        | 17,539,087                                        |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※2 4,755,427                                      | ※2 5,366,608                                      |
| 法人税等調整額      | △19,122                                           | 22,446                                            |
| 法人税等合計       | 4,736,304                                         | 5,389,054                                         |
| 当期純利益        | 10,561,354                                        | 12,150,032                                        |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |             |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益<br>準備金 | 利益剰余金     |             |             | 株主資本合計     |
|                             |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 |           | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                             |           |           |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 25,847,605  | 33,188,194  | 79,921,039 |
| 当期変動額                       |           |           |              |             |           |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                      |           |           |              |             |           |           | △9,457,670  | △9,457,670  | △9,457,670 |
| 当期純利益                       |           |           |              |             |           |           | 10,561,354  | 10,561,354  | 10,561,354 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |           |           |              |             |           |           |             |             |            |
| 当期変動額合計                     | —         | —         | —            | —           | —         | —         | 1,103,684   | 1,103,684   | 1,103,684  |
| 当期末残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 26,951,289  | 34,291,879  | 81,024,723 |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                       | 1,815                | 1,815          | 79,922,854 |
| 当期変動額                       |                      |                |            |
| 剰余金の配当                      |                      |                | △9,457,670 |
| 当期純利益                       |                      |                | 10,561,354 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 2,299,791            | 2,299,791      | 2,299,791  |
| 当期変動額合計                     | 2,299,791            | 2,299,791      | 3,403,475  |
| 当期末残高                       | 2,301,606            | 2,301,606      | 83,326,329 |

第 37 期（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |             |             |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |           |             |             | 株主資本合計      |
|                     |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |             |
|                     |           |           |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |             |
| 当期首残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 26,951,289  | 34,291,879  | 81,024,723  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           |              |             |           |           | 475,687     | 475,687     | 475,687     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 27,426,976  | 34,767,566  | 81,500,410  |
| 当期変動額               |           |           |              |             |           |           |             |             |             |
| 剰余金の配当              |           |           |              |             |           |           | △10,576,511 | △10,576,511 | △10,576,511 |
| 当期純利益               |           |           |              |             |           |           | 12,150,032  | 12,150,032  | 12,150,032  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |              |             |           |           |             |             |             |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —            | —           | —         | —         | 1,573,521   | 1,573,521   | 1,573,521   |
| 当期末残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 29,000,498  | 36,341,088  | 83,073,932  |

|                     | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計       |
|---------------------|----------------------|----------------|-------------|
|                     | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |             |
| 当期首残高               | 2,301,606            | 2,301,606      | 83,326,329  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                      |                | 475,687     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,301,606            | 2,301,606      | 83,802,017  |
| 当期変動額               |                      |                |             |
| 剰余金の配当              |                      |                | △10,576,511 |
| 当期純利益               |                      |                | 12,150,032  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △674,831             | △674,831       | △674,831    |
| 当期変動額合計             | △674,831             | △674,831       | 898,690     |
| 当期末残高               | 1,626,775            | 1,626,775      | 84,700,707  |



[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|       |          |
|-------|----------|
| 建物    | 5 年～50 年 |
| 器具備品  | 2 年～20 年 |
| 投資不動産 | 3 年～47 年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号））が令和 2 年 3 月 31 日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 令和 2 年 3 月 31 日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 令和 3 年 8 月 12 日）を適用する予定であります。

## (会計方針の変更)

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は 484,886 千円減少、繰延税金資産は 148,472 千円減少、繰越利益剰余金は 336,414 千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 200,739 千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 475,687 千円増加しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号)の令和 3 年 6 月 17 日の改正は、令和元年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和 5 年 3 月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

|       | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 建物    | 643,920 千円                    | 805,250 千円                    |
| 器具備品  | 1,545,179 千円                  | 2,054,366 千円                  |
| 投資不動産 | 151,833 千円                    | 157,995 千円                    |

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|        | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|
| 預金     | 40,328,414 千円                 | 43,782,913 千円                 |
| 未収収益   | 14,138 千円                     | 13,741 千円                     |
| 未払手数料  | 772,495 千円                    | 836,105 千円                    |
| その他未払金 | 3,425,136 千円                  | 3,887,520 千円                  |
| 未払費用   | 349,222 千円                    | 337,847 千円                    |

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

|      | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 建物   | -                                                 | 2,599 千円                                          |
| 器具備品 | 536 千円                                            | 10,495 千円                                         |
| 計    | 536 千円                                            | 13,094 千円                                         |

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|              | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 支払手数料        | 5,128,270 千円                                      | 5,153,589 千円                                      |
| 受取利息         | 143 千円                                            | 7,377 千円                                          |
| 受取賃貸料        | 65,808 千円                                         | 65,808 千円                                         |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,492,898 千円                                      | 4,062,765 千円                                      |

(株主資本等変動計算書関係)

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 |                    |                    |                    |                   |
| 普通株式  | 211,581            | —                  | —                  | 211,581           |
| 合計    | 211,581            | —                  | —                  | 211,581           |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和 2 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1 株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和 2 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 令和 2 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和 3 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和 3 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 3 年 6 月 29 日

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 |                    |                    |                    |                   |
| 普通株式  | 211,581            | —                  | —                  | 211,581           |
| 合計    | 211,581            | —                  | —                  | 211,581           |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和 3 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1 株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和 3 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 令和 3 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和 4 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 4 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 年内 | 709,808 千円                    | 709,808 千円                    |
| 1 年超 | 709,808 千円                    | 414,054 千円                    |
| 合計   | 1,419,616 千円                  | 1,123,863 千円                  |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

|            | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|------------|------------------|------------|--------|
| (1) 有価証券   | 2,001            | 2,001      | —      |
| (2) 金銭の信託  | 2,300,000        | 2,300,000  | —      |
| (3) 投資有価証券 | 18,585,310       | 18,585,310 | —      |
| 資産計        | 20,887,311       | 20,887,311 | —      |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

|                   | 1 年以内      | 1 年超<br>5 年以内 | 5 年超<br>10 年以内 | 10 年超  |
|-------------------|------------|---------------|----------------|--------|
| 現金及び預金            | 56,803,388 | —             | —              | —      |
| 金銭の信託             | 2,300,000  | —             | —              | —      |
| 未収委託者報酬           | 13,216,357 | —             | —              | —      |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |               |                |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |               |                |        |
| 投資信託              | 2,001      | 8,412,286     | 3,123,026      | 11,398 |
| 合計                | 72,321,747 | 8,412,286     | 3,123,026      | 11,398 |

## 第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

|            | 貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|------------|-------------------|------------|---------|
| (1) 有価証券   | 293,326           | 293,326    | —       |
| (2) 金銭の信託  | 8,401,300         | 8,401,300  | —       |
| (3) 投資有価証券 | 16,772,282        | 16,772,282 | —       |
| 資産計        | 25,466,909        | 25,466,909 | —       |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

|                   | 1 年以内      | 1 年超<br>5 年以内 | 5 年超<br>10 年以内 | 10 年超 |
|-------------------|------------|---------------|----------------|-------|
| 現金及び預金            | 51,593,362 | —             | —              | —     |
| 金銭の信託             | 8,401,300  | —             | —              | —     |
| 未収委託者報酬           | 15,750,264 | —             | —              | —     |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |               |                |       |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |               |                |       |
| 投資信託              | 293,326    | 6,911,464     | 3,695,585      | —     |
| 合計                | 76,038,253 | 6,911,464     | 3,695,585      | —     |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価（千円） |           |       |           |
|-------|--------|-----------|-------|-----------|
|       | レベル 1  | レベル 2     | レベル 3 | 合計        |
| 金銭の信託 | —      | 8,401,300 | —     | 8,401,300 |
| 資産計   | —      | 8,401,300 | —     | 8,401,300 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額 (千円)   |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | —                | —            | —         |
|                      | 債券  | —                | —            | —         |
|                      | その他 | 14,810,957       | 11,362,471   | 3,448,485 |
|                      | 小計  | 14,810,957       | 11,362,471   | 3,448,485 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —         |
|                      | 債券  | —                | —            | —         |
|                      | その他 | 6,076,354        | 6,207,447    | △131,093  |
|                      | 小計  | 6,076,354        | 6,207,447    | △131,093  |
| 合計                   |     | 20,887,311       | 17,569,919   | 3,317,392 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額 (千円)   |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | —                | —            | —         |
|                      | 債券  | —                | —            | —         |
|                      | その他 | 19,193,250       | 16,560,340   | 2,632,910 |
|                      | 小計  | 19,193,250       | 16,560,340   | 2,632,910 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —         |
|                      | 債券  | —                | —            | —         |
|                      | その他 | 6,273,658        | 6,561,836    | △288,177  |
|                      | 小計  | 6,273,658        | 6,561,836    | △288,177  |
| 合計                   |     | 25,466,909       | 23,122,176   | 2,344,732 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

| 種類  | 売却額 (千円)  | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式  | —         | —            | —            |
| 債券  | —         | —            | —            |
| その他 | 5,747,529 | 2,007,655    | 51,737       |
| 合計  | 5,747,529 | 2,007,655    | 51,737       |

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

| 種類  | 売却額 (千円)  | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式  | —         | —            | —            |
| 債券  | —         | —            | —            |
| その他 | 4,164,921 | 605,706      | 28,188       |
| 合計  | 4,164,921 | 605,706      | 28,188       |



#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### （退職給付関係）

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### （1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                  | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高      | 3,718,736 千円                                      | 3,729,235 千円                                      |
| 勤務費用             | 203,106                                           | 198,457                                           |
| 利息費用             | 19,110                                            | 21,549                                            |
| 数理計算上の差異の<br>発生額 | △18,826                                           | △46,069                                           |
| 退職給付の支払額         | △192,890                                          | △179,650                                          |
| 過去勤務費用の発生額       | —                                                 | —                                                 |
| 退職給付債務の期末残高      | 3,729,235                                         | 3,723,521                                         |

###### （2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                  | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 年金資産の期首残高        | 2,460,824 千円                                      | 2,649,846 千円                                      |
| 期待運用収益           | 44,130                                            | 47,588                                            |
| 数理計算上の差異の<br>発生額 | 304,281                                           | 1,824                                             |
| 事業主からの拠出額        | —                                                 | —                                                 |
| 退職給付の支払額         | △159,390                                          | △115,331                                          |
| 年金資産の期末残高        | 2,649,846                                         | 2,583,927                                         |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                         | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 積立型制度の<br>退職給付債務        | 2,810,893 千円                  | 2,675,015 千円                  |
| 年金資産                    | △2,649,846                    | △2,583,927                    |
|                         | 161,046                       | 91,087                        |
| 非積立型制度の退職給付債務           | 918,342                       | 1,048,506                     |
| 未積立退職給付債務               | 1,079,388                     | 1,139,593                     |
| 未認識数理計算上の差異             | 161,333                       | 205,679                       |
| 未認識過去勤務費用               | △354,043                      | △288,681                      |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | 886,678                       | 1,056,591                     |
| 退職給付引当金                 | 1,145,514                     | 1,246,300                     |
| 前払年金費用                  | △258,835                      | △189,708                      |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | 886,678                       | 1,056,591                     |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                     | 第 36 期<br>(自 令和 2 年 4 月 1 日<br>至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期<br>(自 令和 3 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|---------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 勤務費用                | 203,106 千円                                        | 198,457 千円                                        |
| 利息費用                | 19,110                                            | 21,549                                            |
| 期待運用収益              | △44,130                                           | △47,588                                           |
| 数理計算上の差異の<br>費用処理額  | 41,361                                            | △3,547                                            |
| 過去勤務費用の費用処理額        | 65,361                                            | 65,361                                            |
| その他                 | 44,446                                            | 109,013                                           |
| 確定給付制度に係る<br>退職給付費用 | 329,255                                           | 343,245                                           |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|     | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 債券  | 62.7 %                        | 62.0 %                        |
| 株式  | 35.4                          | 36.3                          |
| その他 | 1.9                           | 1.7                           |
| 合計  | 100                           | 100                           |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

|           | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 割引率       | 0.051～0.59%                   | 0.078～0.72%                   |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8%                      | 1.5～1.8%                      |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               | 第 36 期<br>(令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期<br>(令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 繰延税金資産        |                               |                               |
| 減損損失          | 418,394千円                     | 410,082千円                     |
| 投資有価証券評価損     | 188,859                       | 65,490                        |
| 未払事業税         | 180,263                       | 165,702                       |
| 賞与引当金         | 285,801                       | 288,528                       |
| 役員賞与引当金       | 25,472                        | 25,799                        |
| 役員退職慰労引当金     | 36,112                        | 36,112                        |
| 退職給付引当金       | 350,756                       | 381,617                       |
| 減価償却超過額       | 68,024                        | 145,316                       |
| 委託者報酬         | 209,938                       | -                             |
| 長期差入保証金       | 48,639                        | 52,869                        |
| 時効後支払損引当金     | 75,149                        | 76,615                        |
| 連結納税適用による時価評価 | 38,873                        | 35,311                        |
| その他           | 87,023                        | 76,257                        |
| 繰延税金資産 小計     | 2,013,308                     | 1,759,702                     |
| 評価性引当額        | -                             | -                             |
| 繰延税金資産 合計     | 2,013,308                     | 1,759,702                     |
| 繰延税金負債        |                               |                               |
| 前払年金費用        | △79,225                       | △58,088                       |
| 連結納税適用による時価評価 | △1,203                        | △1,149                        |
| その他有価証券評価差額金  | △1,015,785                    | △717,957                      |
| その他           | △101                          | △101                          |
| 繰延税金負債 合計     | △1,096,346                    | △777,296                      |
| 繰延税金資産の純額     | 916,962                       | 982,406                       |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の<br>名称                  | 所在地             | 資本金              | 事業の<br>内容   | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                                  | 取引金額<br>(注 4)   | 科目     | 期末残高<br>(注 4)   |
|-----|-----------------------------|-----------------|------------------|-------------|----------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱 UFJ<br>フィナンシャル・<br>グループ | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,141,513<br>百万円 | 銀行持株<br>会社業 | 被所有<br>間接<br>100.0%        | 連結納税                                          | 連結納税に<br>伴う支払<br>(注 1)                 | 3,492,898<br>千円 | その他未払金 | 3,425,136<br>千円 |
| 親会社 | 三菱 UFJ<br>信託銀行㈱             | 東京都<br>千代田<br>区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、<br>銀行業 | 被所有<br>直接<br>100.0%        | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払<br>(注 2) | 5,128,270<br>千円 | 未払手数料  | 772,495<br>千円   |
|     |                             |                 |                  |             |                            | 投資の助言<br><br>役員の兼任                            | 投資助言料<br>(注 3)                         | 523,327<br>千円   | 未払費用   | 290,120<br>千円   |

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の<br>名称                  | 所在地             | 資本金              | 事業の<br>内容   | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                                  | 取引金額<br>(注 4)   | 科目     | 期末残高<br>(注 4)   |
|-----|-----------------------------|-----------------|------------------|-------------|----------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱 UFJ<br>フィナンシャル・<br>グループ | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,141,513<br>百万円 | 銀行持株<br>会社業 | 被所有<br>間接<br>100.0%        | 連結納税                                          | 連結納税に<br>伴う支払<br>(注 1)                 | 4,062,765<br>千円 | その他未払金 | 3,887,520<br>千円 |
| 親会社 | 三菱 UFJ<br>信託銀行㈱             | 東京都<br>千代田<br>区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、<br>銀行業 | 被所有<br>直接<br>100.0%        | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払<br>(注 2) | 5,153,589<br>千円 | 未払手数料  | 836,105<br>千円   |
|     |                             |                 |                  |             |                            | 投資の助言<br><br>役員の兼任                            | 投資助言料<br>(注 3)                         | 499,388<br>千円   | 未払費用   | 272,264<br>千円   |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

| 種類          | 会社等の<br>名称         | 所在地     | 資本金              | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                 | 取引の内容                     | 取引金額<br>(注2)    | 科目    | 期末残高<br>(注2)    |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-----------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行           | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業       | なし                         | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(注1) | 3,729,785<br>千円 | 未払手数料 | 764,501<br>千円   |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500<br>百万円    | 証券業       | なし                         | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(注1) | 5,655,482<br>千円 | 未払手数料 | 1,193,245<br>千円 |

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

| 種類          | 会社等の<br>名称         | 所在地     | 資本金              | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                 | 取引の内容                     | 取引金額<br>(注2)    | 科目    | 期末残高<br>(注2)    |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-----------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行           | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業       | なし                         | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(注1) | 4,097,951<br>千円 | 未払手数料 | 838,058<br>千円   |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500<br>百万円    | 証券業       | なし                         | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(注1) | 7,025,984<br>千円 | 未払手数料 | 1,319,958<br>千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

### （1株当たり情報）

|              | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) | 第37期<br>(自 令和3年4月1日<br>至 令和4年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 393,827.09 円                        | 400,322.84 円                        |
| 1株当たり当期純利益金額 | 49,916.36 円                         | 57,424.97 円                         |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                     | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) | 第37期<br>(自 令和3年4月1日<br>至 令和4年3月31日) |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額 (千円)        | 10,561,354                          | 12,150,032                          |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円)   | —                                   | —                                   |
| 普通株式に係る当期純利益金額 (千円) | 10,561,354                          | 12,150,032                          |
| 普通株式の期中平均株式数 (株)    | 211,581                             | 211,581                             |



中間財務諸表  
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 第 38 期中間会計期間<br>(令和 4 年 9 月 30 日現在) |    |             |
|-------------------------------------|----|-------------|
| (資産の部)                              |    |             |
| 流動資産                                |    |             |
| 現金及び預金                              |    | 48,375,193  |
| 有価証券                                |    | 270,676     |
| 前払費用                                |    | 804,517     |
| 未収入金                                |    | 78,340      |
| 未収委託者報酬                             |    | 16,141,814  |
| 未収収益                                |    | 751,362     |
| 金銭の信託                               |    | 10,401,500  |
| その他                                 |    | 264,566     |
| 流動資産合計                              |    | 77,087,971  |
| 固定資産                                |    |             |
| 有形固定資産                              |    |             |
| 建物                                  | ※1 | 285,704     |
| 器具備品                                | ※1 | 898,241     |
| 土地                                  |    | 628,433     |
| 建設仮勘定                               |    | 39,450      |
| 有形固定資産合計                            |    | 1,851,829   |
| 無形固定資産                              |    |             |
| 電話加入権                               |    | 15,822      |
| ソフトウェア                              |    | 4,470,447   |
| ソフトウェア仮勘定                           |    | 1,585,322   |
| 無形固定資産合計                            |    | 6,071,592   |
| 投資その他の資産                            |    |             |
| 投資有価証券                              |    | 14,693,980  |
| 関係会社株式                              |    | 159,536     |
| 投資不動産                               | ※1 | 809,716     |
| 長期差入保証金                             |    | 1,204,923   |
| 前払年金費用                              |    | 154,270     |
| 繰延税金資産                              |    | 1,369,880   |
| その他                                 |    | 45,230      |
| 貸倒引当金                               |    | △23,600     |
| 投資その他の資産合計                          |    | 18,413,938  |
| 固定資産合計                              |    | 26,337,361  |
| 資産合計                                |    | 103,425,332 |

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間  
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

|           |    |              |
|-----------|----|--------------|
| (負債の部)    |    |              |
| 流動負債      |    |              |
| 預り金       |    | 1, 783, 230  |
| 未払金       |    |              |
| 未払収益分配金   |    | 112, 635     |
| 未払償還金     |    | 7, 418       |
| 未払手数料     |    | 6, 226, 860  |
| その他未払金    |    | 575, 030     |
| 未払費用      |    | 5, 329, 791  |
| 未払消費税等    | ※2 | 592, 374     |
| 未払法人税等    |    | 2, 634, 965  |
| 賞与引当金     |    | 954, 015     |
| 役員賞与引当金   |    | 86, 040      |
| その他       |    | 5, 517       |
| 流動負債合計    |    | 18, 307, 880 |
| 固定負債      |    |              |
| 退職給付引当金   |    | 1, 299, 571  |
| 役員退職慰労引当金 |    | 75, 667      |
| 時効後支払損引当金 |    | 261, 505     |
| 固定負債合計    |    | 1, 636, 744  |
| 負債合計      |    | 19, 944, 625 |
| (純資産の部)   |    |              |
| 株主資本      |    |              |
| 資本金       |    | 2, 000, 131  |
| 資本剰余金     |    |              |
| 資本準備金     |    | 3, 572, 096  |
| その他資本剰余金  |    | 41, 160, 616 |
| 資本剰余金合計   |    | 44, 732, 712 |
| 利益剰余金     |    |              |
| 利益準備金     |    | 342, 589     |
| その他利益剰余金  |    |              |
| 別途積立金     |    | 6, 998, 000  |
| 繰越利益剰余金   |    | 28, 593, 826 |
| 利益剰余金合計   |    | 35, 934, 416 |
| 株主資本合計    |    | 82, 667, 260 |

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間  
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 評価・換算差額等     |               |
| その他有価証券評価差額金 | 813, 447      |
| 評価・換算差額等合計   | 813, 447      |
| 純資産合計        | 83, 480, 707  |
| 負債純資産合計      | 103, 425, 332 |

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 第 38 期中間会計期間<br>(自 令和 4 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 9 月 30 日) |              |
|---------------------------------------------------------|--------------|
| 営業収益                                                    |              |
| 委託者報酬                                                   | 40,789,208   |
| 投資顧問料                                                   | 1,442,097    |
| その他営業収益                                                 | 5,655        |
| 営業収益合計                                                  | 42,236,961   |
| 営業費用                                                    |              |
| 支払手数料                                                   | 15,949,349   |
| 広告宣伝費                                                   | 237,620      |
| 公告費                                                     | 250          |
| 調査費                                                     |              |
| 調査費                                                     | 1,359,939    |
| 委託調査費                                                   | 7,988,301    |
| 事務委託費                                                   | 709,248      |
| 営業雑経費                                                   |              |
| 通信費                                                     | 64,639       |
| 印刷費                                                     | 194,724      |
| 協会費                                                     | 27,550       |
| 諸会費                                                     | 9,245        |
| 事務機器関連費                                                 | 1,088,738    |
| 営業費用合計                                                  | 27,629,607   |
| 一般管理費                                                   |              |
| 給料                                                      |              |
| 役員報酬                                                    | 204,466      |
| 給料・手当                                                   | 2,770,641    |
| 賞与引当金繰入                                                 | 954,015      |
| 役員賞与引当金繰入                                               | 86,040       |
| 福利厚生費                                                   | 637,045      |
| 交際費                                                     | 4,351        |
| 旅費交通費                                                   | 22,970       |
| 租税公課                                                    | 219,318      |
| 不動産賃借料                                                  | 362,988      |
| 退職給付費用                                                  | 193,777      |
| 固定資産減価償却費                                               | ※1 1,198,877 |
| 諸経費                                                     | 182,304      |
| 一般管理費合計                                                 | 6,836,796    |
| 営業利益                                                    | 7,770,556    |

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間  
(自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 4 年 9 月 30 日)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 営業外収益        |           |
| 受取配当金        | 31,240    |
| 受取利息         | 5,115     |
| 投資有価証券償還益    | 780       |
| 収益分配金等時効完成分  | 93,217    |
| 受取賃貸料        | 32,904    |
| その他          | 32,041    |
| 営業外収益合計      | 195,299   |
| 営業外費用        |           |
| 時効後支払損引当金繰入  | 39,158    |
| 事務過誤費        | 1,807     |
| 賃貸関連費用       | ※1 6,770  |
| その他          | 11,805    |
| 営業外費用合計      | 59,541    |
| 経常利益         | 7,906,314 |
| 特別利益         |           |
| 投資有価証券売却益    | 364,481   |
| 特別利益合計       | 364,481   |
| 特別損失         |           |
| 投資有価証券売却損    | 338       |
| 投資有価証券評価損    | 104,554   |
| 固定資産除却損      | 3,528     |
| 特別損失合計       | 108,421   |
| 税引前中間純利益     | 8,162,374 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,522,443 |
| 法人税等調整額      | △ 28,522  |
| 法人税等合計       | 2,493,921 |
| 中間純利益        | 5,668,453 |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

|                               | 株主資本        |             |              |              |           |             |              |              |              |
|-------------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-----------|-------------|--------------|--------------|--------------|
|                               | 資本金         | 資本剰余金       |              |              | 利益剰余金     |             |              |              | 株主資本合計       |
|                               |             | 資本<br>準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計  | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金    |              | 利益剰余金<br>合計  |              |
|                               |             |             |              |              |           | 別途<br>積立金   | 繰越利益<br>剰余金  |              |              |
| 当期首残高                         | 2, 000, 131 | 3, 572, 096 | 41, 160, 616 | 44, 732, 712 | 342, 589  | 6, 998, 000 | 29, 000, 498 | 36, 341, 088 | 83, 073, 932 |
| 当中間期変動額                       |             |             |              |              |           |             |              |              |              |
| 剰余金の配当                        |             |             |              |              |           |             | △6, 075, 125 | △6, 075, 125 | △6, 075, 125 |
| 中間純利益                         |             |             |              |              |           |             | 5, 668, 453  | 5, 668, 453  | 5, 668, 453  |
| 株主資本以外の<br>項目の当中間期<br>変動額（純額） |             |             |              |              |           |             |              |              |              |
| 当中間期変動額合計                     | —           | —           | —            | —            | —         | —           | △406, 671    | △406, 671    | △406, 671    |
| 当中間期末残高                       | 2, 000, 131 | 3, 572, 096 | 41, 160, 616 | 44, 732, 712 | 342, 589  | 6, 998, 000 | 28, 593, 826 | 35, 934, 416 | 82, 667, 260 |

|                       | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-----------------------|----------------------|----------------|------------|
|                       | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                 | 1,626,775            | 1,626,775      | 84,700,707 |
| 当中間期変動額               |                      |                |            |
| 剰余金の配当                |                      |                | △6,075,125 |
| 中間純利益                 |                      |                | 5,668,453  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △813,328             | △813,328       | △813,328   |
| 当中間期変動額合計             | △813,328             | △813,328       | △1,220,000 |
| 当中間期末残高               | 813,447              | 813,447        | 83,480,707 |

## 〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産及び投資不動産  
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|       |          |
|-------|----------|
| 建物    | 5 年～50 年 |
| 器具備品  | 2 年～20 年 |
| 投資不動産 | 3 年～47 年 |
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
  - (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
  - (6) 時効後支払損引当金  
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

### [会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

### （追加情報）

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。



[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

| 第 38 期中間会計期間<br>(令和 4 年 9 月 30 日現在) |              |
|-------------------------------------|--------------|
| 建物                                  | 903,274 千円   |
| 器具備品                                | 2,258,329 千円 |
| 投資不動産                               | 161,052 千円   |

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

| 第 38 期中間会計期間<br>(自 令和 4 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 9 月 30 日) |            |
|---------------------------------------------------------|------------|
| 有形固定資産                                                  | 321,137 千円 |
| 無形固定資産                                                  | 877,740 千円 |
| 投資不動産                                                   | 3,057 千円   |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当中間会計期間<br>増加株式数 (株) | 当中間会計期間<br>減少株式数 (株) | 当中間会計期間末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                    |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 211,581            | —                    | —                    | 211,581             |
| 合計    | 211,581            | —                    | —                    | 211,581             |

2. 配当に関する事項

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和 4 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 4 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |              |
|------|--------------|
| 1 年内 | 880,111 千円   |
| 1 年超 | 1,932,485 千円 |
| 合 計  | 2,812,596 千円 |

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

|            | 中間貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)      | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|--------------|---------|
| (1) 有価証券   | 270, 676           | 270, 676     | —       |
| (2) 金銭の信託  | 10, 401, 500       | 10, 401, 500 | —       |
| (3) 投資有価証券 | 14, 662, 620       | 14, 662, 620 | —       |
| 資産計        | 25, 334, 797       | 25, 334, 797 |         |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31, 360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159, 536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分     | 時価 (千円)     |              |       |              |
|--------|-------------|--------------|-------|--------------|
|        | レベル 1       | レベル 2        | レベル 3 | 合計           |
| 有価証券   | —           | 270, 676     | —     | 270, 676     |
| 金銭の信託  | —           | 10, 401, 500 | —     | 10, 401, 500 |
| 投資有価証券 | 1, 743, 912 | 12, 918, 707 | —     | 14, 662, 620 |
| 資産計    | 1, 743, 912 | 23, 590, 884 | —     | 25, 334, 797 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

#### 1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159, 536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

|                                | 種類  | 中間貸借対照表<br>計上額（千円） | 取得原価<br>（千円） | 差額（千円）    |
|--------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表<br>計上額が取得原価<br>を超えるもの  | 株式  | —                  | —            | —         |
|                                | 債券  | —                  | —            | —         |
|                                | その他 | 17,920,574         | 16,110,224   | 1,810,349 |
|                                | 小 計 | 17,920,574         | 16,110,224   | 1,810,349 |
| 中間貸借対照表<br>計上額が取得原価<br>を超えないもの | 株式  | —                  | —            | —         |
|                                | 債券  | —                  | —            | —         |
|                                | その他 | 7,414,223          | 8,052,120    | △637,897  |
|                                | 小 計 | 7,414,223          | 8,052,120    | △637,897  |
| 合 計                            |     | 25,334,797         | 24,162,345   | 1,172,451 |

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円）を含めております。  
非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                        | 第 38 期中間会計期間<br>(令和 4 年 9 月 30 日現在) |
|----------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額                             | 394,556.72 円                        |
| (算定上の基礎)                               |                                     |
| 純資産の部の合計額 (千円)                         | 83,480,707                          |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)                  | 83,480,707                          |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた<br>中間期末の普通株式の数 (株) | 211,581                             |

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                     | 第 38 期中間会計期間<br>(自 令和 4 年 4 月 1 日<br>至 令和 4 年 9 月 30 日) |
|---------------------|---------------------------------------------------------|
| 1 株当たり中間純利益金額       | 26,790.93 円                                             |
| (算定上の基礎)            |                                                         |
| 中間純利益金額 (千円)        | 5,668,453                                               |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円)   | —                                                       |
| 普通株式に係る中間純利益金額 (千円) | 5,668,453                                               |
| 普通株式の期中平均株式数 (株)    | 211,581                                                 |

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# 約款

インデックス・タイプ（ミリオン）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

インデックス・タイプ（ミリオン）  
－運用の基本方針－

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

日経 225 マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的な投資を行い、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

親投資信託受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

（2）投資制限

（イ）親投資信託への投資には、制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

（ハ）有価証券先物取引等は、約款第 22 条の 2 の範囲で行います。

（ニ）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、分配を行います。

（1）分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

委託者が利子・配当収入を中心に基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

（3）留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

## （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

## （信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## （信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金3,0790億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

## （信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

## （信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日または解約の日までとします。

## （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

② <削除>

## （当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## （受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、3,0790億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

## （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

## （信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。



(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② <削除>

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定めるミリオン（けいぞく投資プラン）自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 <削除>

第 15 条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類等）

第 15 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条の 2 に定めるものに限り。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲）

第 16 条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された日経 225 マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
3. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
4. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(信託業務の委託等)

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## 第18条の2 <削除>

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 22 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(先物取引等の運用指図)

第 22 条の 2 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 22 条の 3 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

(損益の帰属)

第 23 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第 23 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第 24 条 信託終了日までにその金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

② 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

③ 前各項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第 25 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 8 日から翌年 11 月 7 日までとします。ただし、初年度の計算期間は 1987 年 11 月 27 日から 1988 年 11 月 7 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 26 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第 27 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 25 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 28 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 25 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の処理方法)

第 29 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② <削除>

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 30 条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第 31 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間最終日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、委託者の指定する販売会社に交付されます。

② 委託者の指定する販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第 32 条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、

当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、（）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### （償還金の時効）

第 33 条 受益者が、信託終了による償還金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 31 条第 1 項に規定する交付開始前に、償還金については第 32 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 32 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### （受益権の買取り）

第 35 条 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位をもってその受益権を買取ります。

② 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、2007 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、2007 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

④ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

#### （信託の一部解約）

第 36 条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替

受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 36 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいま

す。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第42条の2 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第42条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第43条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 <削除>

第2条 <削除>

第3条 変更後の第29条および第30条の規定は、第8計算期間の翌期初より適用し第8計算期間の決算処理後に株価変動準備金を分配準備積立金に繰入れるものとする。

第4条 変更後の第28条、第29条および第30条の規定は、1997年4月1日から適用するものとします。

第5条 第31条第3項および第32条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によ



るものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月31日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第6条 変更後の第28条の規定は、2000年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第7条 2006年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第15条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

1987 年 11 月 27 日

|     |                         |
|-----|-------------------------|
|     | 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号   |
| 委託者 | 国 際 投 信 投 資 顧 問 株 式 会 社 |

|     |                           |
|-----|---------------------------|
|     | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号     |
| 受託者 | 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 |

